HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本における「世論」と法 ： 公訴時効に関する言説の交錯を中心に
Author(s)	郭, 薇
Citation	北大法政ジャーナル, 18, 147-178
Issue Date	2012-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/48412
Type	departmental bulletin paper
File Information	HHJ18_005.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

日本における「世論」と法
――公訴時効に関する言説の交錯を中心に――

郭（かく）　薇（び）

目　次

第１章　問題の提起 …… 149
　第１節　「法制度」としての時効と「世論」としての時効 …… 149
　第２節　世論と法の相互作用 …… 150
第２章　「世論の作動」－審議の言説について …… 152
　第１節　概要 …… 152
　第２節　語彙としての「処罰感情」 …… 153
　第３節　「時効」の世論化 …… 156
第３章　被害者団体と専門家――言説の交錯を中心に …… 159
　第１節　ヒアリング …… 159
　第２節　審議と事件 …… 163
第４章　報道と「時効」 …… 164
　第１節　犯罪と報道 …… 165
　第２節　時効報道 …… 166
　第３節　報道の構造と審議 …… 170
第５章　結論 …… 171

第１章　　問題の提起

第１節　「法制度」としての時効と「世論」としての時効

平成22年４月27日、第147回国会において、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（平成22年法律第26号）が成立し、同日公布された。この法律は、刑法及び刑事訴訟法を改正し、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関する規定や、刑の時効に関する規定等を整備するものである。改正後の刑事訴訟法により、人を死亡させた犯罪の公訴時効に関しては、以下のように規定された。

Ⅰ.人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、これまで公訴時効の対象とされ、その公訴時効期間は25年とされていたところ、公訴時効の対象から排除することとなる（改正後の刑事訴訟法250条）。

Ⅱ.人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く）の時効は、次に規定される期間を経過することによって完成することとなる。

ⅰ.無期の懲役又は禁錮に当たる罪について30年（同条１項１号）

ⅱ.長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪については20年（同条同項２号）

ⅲ.ⅰ及びⅱ以外の懲役又は禁錮に当たる罪については10年（同条同項３号）

今回の法改正について、多くの法学者は消極的な評価を与えてきた。すなわち、今回公訴時効の延長・廃止は、現実に犯罪の急増というより、被害感受性の拡大が動因になって推進されている、という説明である[1]。今回の法改正においては、「国民意識の変化」を取り上げ、従来公訴時効制度の存在理由である「処罰感情の希薄化」が必ずしも当て嵌まらなくなっていることが指摘されていた[2]。内閣府の世論調査によると、その「国民意識」とは、公訴時効制度によって処罰に値する犯罪者が罪を免れることに不正を感じることである[3]。法学者は、被害感情を満足させることを狙って今回の公訴時効改正を、「感情立法」（ベナル・ポピュリズム）と位置づけることにした[4]。

「感情立法」とは、社会が共有する不安、つまり「安心感」といった社会心理的な評価基準が、立法の傾向を導く現象である[5]。「感情立法」の形態は、今回法改正のように、専門家より素人の感覚、つまり「世論」を根拠にした刑事法の積極的な規制を求めるものが多い[6]。そこで、「世論」志向において、今回の公訴時効改正には、専門的理論の弱体化と被害者意識の増大という、二つの側面が見られる[7]。

ところで、刑事立法の活性化は、インフォーマルな社会統制の弱体化、リスク社会における個人の不安、社会価値の分散化、そして国際社会からの圧力、といった社会的背景の変化に併せた必然的な現象だと見られている[8]。すなわち、近時の刑事立法の動向は、これまで形成されてきた刑事法学のパラダイムに向けた「挑戦」であると思われている。もしこのような見方が正しいとするなら、その社会的背景は、既存の法の領域で想定されない「外」の原理によって変化していることになる。「世論」はまさにその「外」の原理が現れた一つの形式にすぎないとされ、世論の具体的な観点を制度のあり方に採り入れるのではなく、自らの存立基盤である既存の法理論を適切に理解してもらえばよいというのが法学者の考え方だった[9]。つまり、問題は、「法制度」としての時効と「世論」としての時効にギャップがあるということである。

(1)「法制度」としての時効

そもそも、時効は、元々法律用語として導入された訳語である。最初に、フランス民法典が日本語に訳されたとき、箕作麟祥は、「佛蘭西法律書」（明治４年版）において、時効を「プレスクリプシュン」と表現していた。1882年（明治15年）に施行された治罪法では、「時効」ではなく、「期満免除」という用語が用いられていた。その後、また1890（明治23）年施行の明治刑事訴訟法は、期満免除という用語を排し、時効という用語を用い

るようになった[10]。

公訴時効とは、一定の期間経過によって公訴の提起が不能とされる制度である。公訴時効が完成した事件については、検察官は時効完成を理由に不起訴処分に付すことになる。時効完成の結果として、起訴後に時効の完成が判明した場合は、裁判所はその事件に付き判決で免訴の言渡しをしなければならないとされている（刑事訴訟法337条４号）。刑事訴訟法250条～255条において、公訴時効の時効期間、その標準となる刑、時効の起算点、時効の停止の４項目が規定されている。また、同法55条には、時効期間の計算に関する規定がおかれている。従来の学説は、時効期間、起算点、時効の停止について、法解釈を展開してきた[11]。

公訴時効の制度は、近代に至り、フランス革命後のフランス法およびその影響を受けた多数の立法例を通じて規定された[12]。現在、その存在理由の説明について、実体法説、訴訟法説、競合説の３説がある[13]。

実体法説は、時の経過により犯罪の社会的影響が弱くなり、未確定の刑罰権が消滅する点に公訴時効の存在理由を求める。

訴訟法説は、時の経過により証拠等が散逸し適切な裁判の実現が困難となるといった点から、証拠収集上の問題点を強調する。

競合説は、実体法説と訴訟法説の両方の理由があるとする説である。

また、70年代以後は新訴訟法説が浮上してきた。国家側から個人（被告人）の保護へという社会的背景の下、新訴訟法説は、存在理由において個別ケースにおける具体的な機能に注目してきたともいわれる[14]。すなわち、社会的影響の微弱化、証拠の散逸等を軸にしながら、適正な訴追の不行使という国家の怠慢、国家の負担軽減等、多様な要因を考慮するという主張が表れた[15]。

(2)　「世論」としての公訴時効

近年、新聞をはじめマスコミの報道のなかで、時効（公訴時効）に関連する内容（以下は時効報道と呼ぶ）が頻繁に見られる。とりわけ捜査に大きな進展がなく、法的な論点が少ない事件であっても、特集記事という形で連日報道されることがある。このように、警察捜査の根本的な改善が進まない中にあって、時効報道によって引き起こされた被害者遺族の救済、制度改革をめぐる議論には法学の議論と異なる点がある。

後に第４章で詳しく見るように、その特徴は、以下のように整理することができる。一つは、裁判など法的な処置を発生させない際に、報道の関心は被害者や遺族の生活ぶりに集中し、被害者保護の視点からなされがちであった。もう一つの側面は、報道は「処罰感情」、心理的な正義感覚を強調する傾向にある。

第２節　世論と法の相互作用

第１節で述べたように、公訴時効制度をどのように理解するかということに対しては、法的な議論を超える視点である「世論」の存在を無視することができない。「世論」と刑事法について、マスコミの報道を対象とした従来の研究では権利の侵害を念頭に置いた議論がなされてきた。その権利侵害の主張は、おおよそ以下のように大きく二つの側面に分けることができる。①犯罪報道によって被疑者、被告人の名誉権及びプライバシーの権利が如何なる点でどのように侵害されるのか、②報道との関係で、刑事手続上の被疑者、被告人の権利、言い換えれば適正手続を受ける権利の内容如何、である[16]。被報道者の権利内容に関する理論的分析や法的対応の議論は、権利侵害という問題の発生を前提としている。しかし、立法過程における「世論」との相互作用をどのように理解するかということについて、先行研究は必ずしも十分ではない。その故、本稿における「世論」の研究では、「世論」の機能と法形成の関係を検討する。

「世論」は大衆の一般的意見と理解されるのが普通であるが、大衆の一般的意見には、大衆の組織化された社会的意識と不安定な社会全体の気分、即ち輿論（public opinion）と世論（popular sentiments）のような区別が存在する[17]。佐藤卓巳

はメディア史の観点から、世界中市民社会から大衆社会への展開と同時に「輿論の世論化」も発生していることを指摘した[18]。「輿論の世論化」は、理性的討議による多数意見の合意より、社会全体の「空気」から生まれる共感こそが公的な議論を動かしたという現象である。

これまでの法学における議論では、立法における「世論」とは、むしろ輿論の意味として、理性的な意見による合意でなければならないと考えられてきた。例えば、刑事法学者の亀井源太郎は、佐藤卓巳の議論を引きつつ、刑事立法の活性化に応じる法学の課題は、「いたずらに『大衆受けするもの』『世論（せろん）が求めるもの』を作り出すことではなく、むしろ、『輿論（よろん）に適うもの』『現在の法律とはかくかくのものであることを一般国民に示してその拠る所を知らしむる』ものを作り出すことにある」と述べていた[19]。

上述のように2010年刑事法改正は、公訴時効に関する一般市民の認識の変化を応じるもとされている。一般市民の認識を把握するため、そこでは輿論よりも世論が重要になっているのである。本稿では「世論」の存在形態を媒介として考察する[20]。具体的には、本稿では、立法活動の一環である法制審議会の論議に立脚し、「世論」の構成を二つの次元に分けて検討する。一つは、審議会の論議の中に「世論」として使われる言説の内容である（以下は直接型世論という）。たとえば、ヒアリングに参加した被害者遺族の言説などである。もう一つは、審議の進行と直結しない、マスコミを始めとする時効報道の内容である（以下は間接型世論という）。法制審議会公訴時効部会は、間接型世論の介入に対し、慎重な姿勢を取っていた[21]。ただ、ヒアリング[22]でも委員間の会話[23]でも、報道記事が情報源として引用され、発話者の主張を支える場面もしばしば見られた。つまり、現実には間接型世論が大きな影響力を持ったのではないかと考えられる。

以上のような問題関心に立って、「感情立法」を検証するためには、以下の三つの部分が解明されなければならない。①法改正に影響を与える＜世論＞は、論理ではなく、処罰をめぐる共感（sympathy）であったのか。②＜世論＞の内容は、具体的な制度の構成に反映されたのか。③＜世論＞の参与により、法制度に対する評価が如何に変わってきたのか[24]。そこで、本稿では、知識あるいは分析枠組における法専門家と一般的な社会構成員のギャップに着目し、「感情立法」の特徴を検証する。具体的には、次の三つの状況について順に「世論」と法の相互作用を考察する。

まず、第２章では、本来法専門家の議論が中心となる法制審議会の審議を検討し、伝統的な立法議論の枠組における＜世論＞と法の位置づけを解明する。そこでは公訴時効法制審議会の議事録を対象とし、用語使用の分析から各言説の相互作用を観察する。

第３章では、法専門家と被害者（遺族）団体の会話において、直接型世論である被害者の言説と法の関係を検討する。そこでは、まず審議のヒアリングを素材として、被害者団体の主張と専門委員との討論を整理する。また、審議会における同じ事件を前提にした討論を通して、専門家と被害者の言説を比較する。

第４章では、「世論」の領域における法の表現形態、すなわち間接型世論である報道のあり様を検討する。従来マスコミの言説を「世論」として取られることは普通である。報道における時効言説は、メディアの情報伝達機能により、典型的な「脱専門」の議論となるはずである。新聞、テレビをはじめとする伝統的な報道と、インターネット上現れたソーシャルメディアと分け、さまざまなデータに基づいて時効の報道パターンを検討し、その特徴を明らかにする。また、時効報道の形成原因を分析したうえ、第２章と第３章で整理した立法過程における「世論」の構成と比較する。

第２章　「世論」の作動―審議の言説について

第１節　概要

１　はじめに

法制審議会は、法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議すること等を目的とするものである[25]。1949年に、法務府設置法に基づき、法制審議会は設置された[26]。従来、法制審議会は、諮問に応じて、法制定に関する情報収集の役割を果たすことがある。そこで、法務省の内部機関にもかかわらず、法制審議会は、「重要事項に関する調査審議」という「諮問機能」、または「不服審査その他の処理」という、いわゆる「参与機能」を果たしている[27]。

法制審議会刑事会に関する研究では、立法趣旨の解明または立法効果についての検討がよく見られる[28]。近年、市民参加を求めるため、審議枠組の変化[29]を解明するために、意思決定メカニズム分析も法制審議会研究に導入されてきた。そこで問題になったのは、国民に向ける「公開性」と「冷静な議論」である専門的な議論とのバランスである[30]。例えば、利益団体の分析に基づき、審議に現れた論議の特徴に関する分析がなされている[31]。公訴時効制度についても、論議の参加者である被害者団体と対立する団体が存在しないため、彼らの言説への有力な反論を形成しにくかったという指摘がある[32]。

これらの研究も重要であるが。しかし、本章では別な方向を目指したいと思う。公訴時効の改正には、一方で社会の関心が集まり、他方で公訴権の消滅をめぐる専門的な知識も必要とされた[34]。第１章に示したように、公訴時効制度、とくに制度の目的について、〈日常経験〉と〈専門性〉の間に異なる解釈が現れる。本稿では、このような解釈図式の齟齬を背景にして、「世論」が、立法審議という場において重要な争点として立ち現れた､その実態を解明する。

２　「公訴時効関係部会」審議の基礎

2.1　審議の大枠

法制審議会刑事法（公訴時効関係）部会は、諮問第89号の調査審議を行うため，新たに設置されたものである。具体的な、議題は次のように分けられている。

第一に、公訴時効見直しの必要性，妥当性について、以下の三つのテーマで議論がなされた

①公訴時効見直しの必要性

②公訴時効見直しの必要性と公訴時効制度の趣旨との関係

③平成16年改正と今回の法改正の関係

それについての議論は、特に第一回会議（平成21年11月16日）の前半そして第三回会議（平成21年12月９日）の冒頭に集中して行われた。

第二に、凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方についての議論がある。

①公訴時効制度を見直す場合の方策[34]。

②見直しの対象範囲。

その議題についての議論は、第３回会議以後審議の中心になってきた[35]。

第三は、現に時効が進行中の事件の取扱いである。そこでは、特に、憲法第39条との関係をめぐる議論が中心に展開され、第３回会議の後半においても議論されることになった。

第四には、刑の時効見直しの必要性・具体的な在り方に関する議論がある。事務当局による配布資料では、この論点についての具体的なテーマは提示されていなかった。ただ、実際議論の中では、公訴時効見直しと併せて刑の時効を見直すことの必要があるか無いかについての議論がなされた。これと関連する議論は、第５回会議以後に集中して行われた[36]。

2.2　審議の構成

刑事法（公訴時効関係）部会に出席したのは、23人の委員と法務省特別顧問である１人であった。その中には、学者８人、実務関係６人、被害者代表１人、または事務関係の８人がいる。

今回の審議は、部会の構成員の間の意見交換に

留めず、議論の公開性を高め、部会内の意見以外の要素も議論の中に導入する姿勢を示した。第一には、ヒアリングの導入である。第２回会議ではヒアリングとして、被害者団体から直接意見を聞く機会が設けられた。そこでは、従来の議題に従って審議を行う方法ではなく、直接被害者団体を会議に招き、被害者側の立場と意見をアピールしてもらうという形がとられた。第二には、配布資料として、意見募集すなわちパブリックコメント（第５回会議）、または世論調査の資料（第８回会議）が配布された。それらは、各会議の冒頭に事務当局から説明され、世論調査の結果を踏まえた審議を行うことが求められた。

一般に、条文の意味を確認した上、その意味に沿って事案の分析を行うことは法学の典型的な手法である。川島武宜は、それを「言葉的技術」と呼び、「概念の明確性」を特性とする法学は「多義的な不明確な日常的な言葉＝概念に対して特別の合理的な技術概念を分化しなければならない」と指摘した[37]。つまり、法学の議論において、用語の使用は、単なる発話者の個人偏向ではなく、専門性の産物でなければならない。第１章で述べたように、「時効」という言葉の射程は単なる法の専門知識に限られない。しかし、それ故、ここでは、同じ時効制度に関し、日常用語と専門用語の混在は、公的な場である法制審議会の議論にも現れたのか、という問題に焦点を当てる。その際には、公訴時効法制審議会の議題の中でも最も「世論の変化」と関わるテーマであった、公訴時効の存在理由に関する用語状況を着目する。そこで、以下では、次の二つの仮説に基づき検討する。

①同じ主題をめぐって、法学的な概念を超えて、多様な語彙が使われていた。

②仮説①が成立する場合、法学以外の語彙は、「世論」に特有の論理文法（文脈）で法学の概念を置き換えている。

そして、上記の仮説を検証するため、時効の存在理由をめぐる論議において用語の使用状況を分析する。まず、仮説①について、語彙の使用頻度と話題の主題（subject）の特定に基づき、検討する。次いで、仮説②について、会話の内容そして表現において、テクストで言及される個々の「主題」がいかに構成されているのかをみる。

第２節　語彙としての「処罰感情」

「時効」の問題点について、第３回の法制審議会公訴時効部会までは公訴時効見直しの必要性及び妥当性、という問題に議論が集中した。事務局は、「証拠の散逸」、「処罰感情の希薄化」そして「事実状態の尊重」の三点を、公訴時効制度の主たる存在理由として示した[38]。そこで、これらの語について検索すると、今回の審議におけるそれらの使用頻度は表１の通りである。

総計にすると、「処罰感情」が67ヵ所、「証拠の散逸」が49ヶ所または「事実状態の尊重」が31ヵ所という状態になっている。そのうち、表現の使用は、前半の会議、特に第１回会議に集中して、審議会の後半に入ると同時に、上記三つの語の使用も少なくなってきた。その傾向は、上述の議題構成と連動しているように見える。法的な物事の

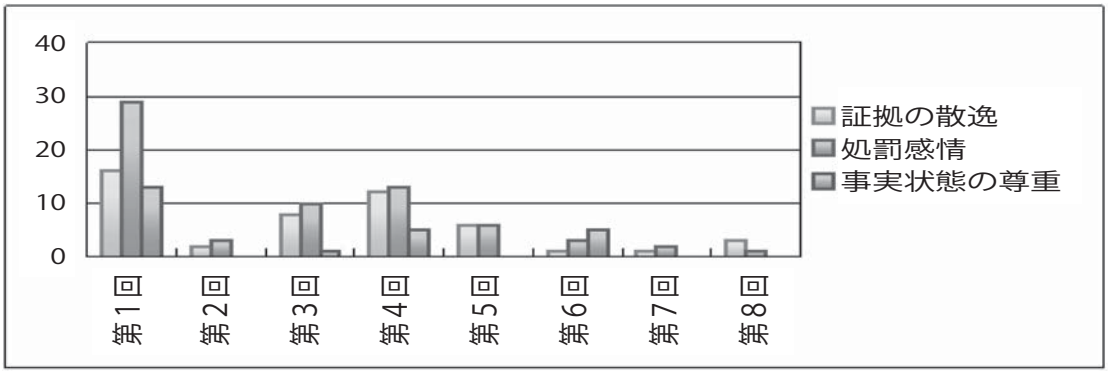

（表１）

存在理由を語る場合には、専門用語以外の表現を使う可能性も考えられる。従って、公訴時効の存在理由の言説を把握するためには、専門語彙以外の表現（以下関連用語という）の使用状況も検討しなければならない。それ故、ここでは、まず、「事実状態の尊重」、「処罰感情」、「証拠の散逸」三つの語彙を分解し、以上の結果を踏まえてまたキーワード検索を行う。

第１には、「事実状態の尊重」について、「事実状態」と「尊重」を分けて考察する。結果として、全体会議において「事実状態」は31ヵ所に現れてきた。全てが「事実状態の尊重」と重なっている。また、「尊重」と「事実状態の尊重」を対比すると、「尊重」の使用回数は34回であり、「事実状態の尊重」とほぼ一致しているが、三ヵ所では異なる意味で使っている[39]。

第２には、同じ手法で「証拠の散逸」について検索する。まず、「散逸」について[40]、単なる「散逸」という言葉は、法律と無関係の語彙であるが、今回審議において現れる49ヶ所は、全部「証拠の散逸」に含まれている。一方、「証拠」という表現は、「証拠の散逸」と異なる場所に扱われているが、364ヵ所のいずれも法律上の証拠状態を指しており、公訴時効における証拠面の議論に属すると言える[41]。

第３には、「処罰感情」の使用状態について。まず、「処罰感情」と関連する「感情」から整理する。全体的に論点を絞ると、「感情」をキーワードとした検索の結果は、以下のように類型化することができる。総計131ヵ所の「感情」には、複数の意味が含まれて、「処罰感情」使用の多様性が見られる。その結果は、表２の通りである。

①時効理論としての処罰感情。その場合には、「処罰感情」は公訴時効制度の存在理由を説明するものとして中立的に使われている。例えば、第１回会議で事務局側は、従来公訴時効制度の趣旨について説明した際に、「処罰感情の希薄化」は従来の公訴時効存在理由として挙げられた。

②被害者の処罰感情。処罰感情が被害者（遺族）の個人感情として使われている。とくに、第２回会議で現れる「処罰感情」の多くはそのカテゴリーに属するものである。そこで、「処罰感情」は、被害者（遺族）が加害者への処罰を求める心情として理解されている。

③社会の処罰感情。被害者の処罰感情と違って、被害者に属するものより、犯罪に対して社会が抱いている一般的な態度である。

④被害者「感情」。「被害者感情」と「被害者の処罰感情」はかなり共通の意味で使われている。ただ、その用法は、「処罰」に対する態度だけではなく、広い意味で被害者の救済問題に関係している[42]。

⑤国民「感情」。存在理由をめぐる議論の中でこの言葉が使われる場合、具体的処罰を離れ、法

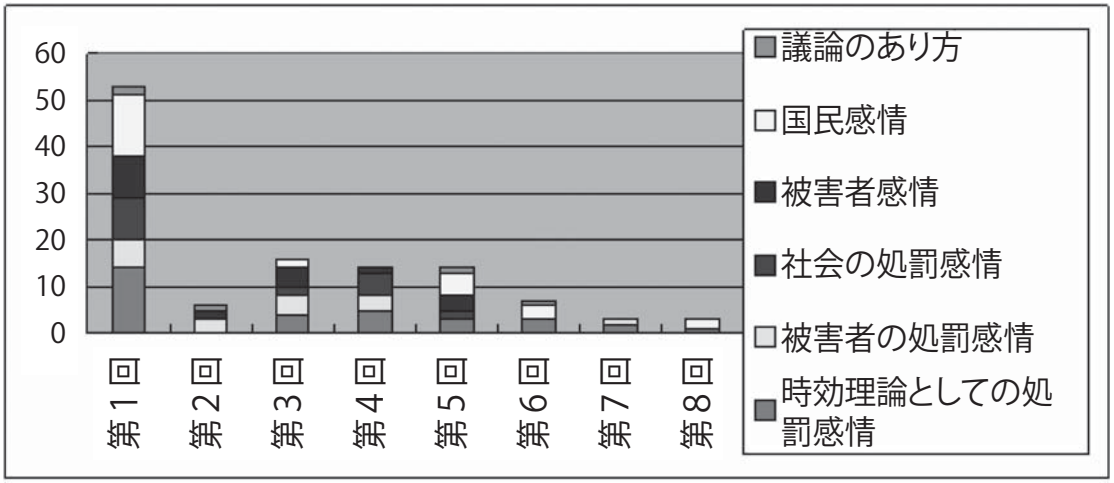

（表２）

制度に対する一般的な社会通念という意味合いも含まれている。

⑥議論のあり方。「感情的な」論理と「冷静な」論理を分けて議論する意向が現れていた。なお、このような意味での「感情的な」と「冷静な」という区別については、また第３章ヒアリングの部分で詳しく分析したい。

表２と表１によって、「感情」の語彙は、存在理由（特に「処罰感情」）と同じように、審議の前半に集中しており、審議の後半にも、使用頻度が減少している。また、表２によれば、「感情」の語は、「処罰感情」の意で用いられている例が多数を占めていることが分かる。さらに、「処罰感情」には「被害者」と［社会」、二つの側面がある。審議においては、「被害者」と「社会」という表現を加えて、処罰感情の意味を区別しようという現象も現れる。つまり、そこで「処罰感情」の語は、公訴時効の存在理由としてのそれよりも曖昧かつ多義的に用いられていることが伺える。

ところで、表１と一致して、第２回会議（被害者団体のヒアリング）において「感情」の使用頻度は相対的に少ない。ヒアリングにおいては、被害者遺族は、「被害者の処罰感情」について、自分の心情で語ることが多く[43]。「社会」を語る場合にも、被害者の体験を背景として議論が展開されることになる。すなわち、第２回会議において、被害者の感情は重要な意義をもっているが、「処罰感情」あるいは「感情」だけではなく、「気持ち」など異なる表現もよく使われているのである。

そこで、「気持ち」という語彙の検索を行うと、表３の通りである。今回の審議において、「気持ち」という語彙の使用回数は総計28回になっている。そこでは、「処罰感情」（とくに社会の「処罰感情」）の意味で用いられている例は見つからなかった。「気持ち」の使用には審議の議題に直結する傾向は見られなかった。そもそも、この言葉が用いられているのは、特に被害者団体の語彙として第２回会議に集中している（11回）。

また、全体的に、「気持ち」は被害者個人の心情に限定されることが多いが、世論調査の語彙として捉える場合もある。そこでも、被害者個人の感情という意味を指している[44]。つまり、感情（処罰感情）と違って、［気持ち」という表現を使った発言者は、個人の体験や思いと直結した議論をしているようである[45]。

３　考察

以上、「処罰感情」を中心として、関連用語の使用状況について整理の作業を行った。そこでは、次のような特徴を見出すことができる。

まず、使用の範囲について、「存在理由」、「処罰感情」と「感情」、はかなり重なり合っていることが明らかになった。今回の審議において、関連用語の頻度と議題の設定にも同じ傾向が認められた。要するに、審議において、「処罰感情」に関する語の使用は、一定のテーマに縛られていた

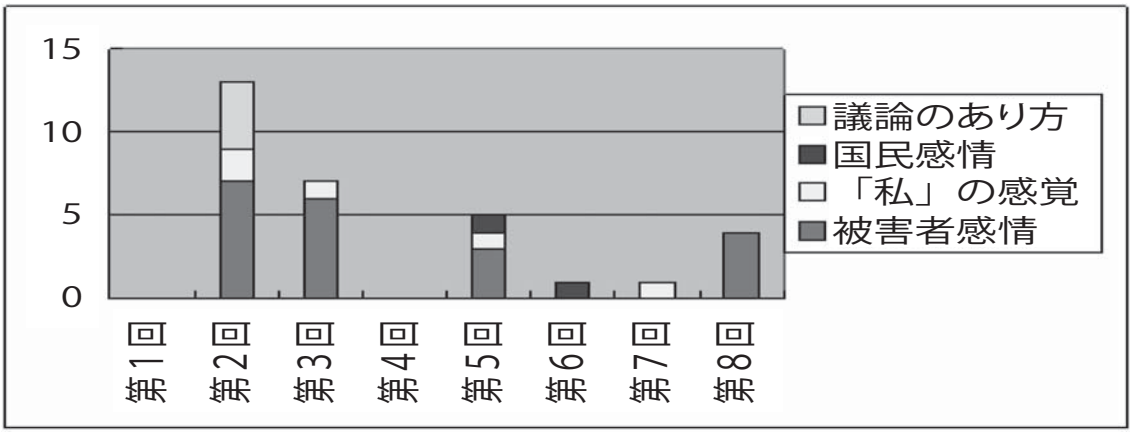

（表 3）

と考えられる。また、そのような議論には、専門用語としての「処罰感情」だけではなく、関連する日常用語としての「感情」を混用する現象も現れている。

また、用語の類型について、発言者の立場によっては、同じテーマに関する議論を行うときであっても、異なる語を用いる場合がある。特に、専門家と非専門家の間に用語の差異が存在する。第２回会議と他の会議を比べると、専門用語ではない、例えば「気持ち」といった語が議論に現れる傾向が見られた[46]。

もちろん、用語の出所を確認することができるが、具体的な文脈における「処罰感情」の意味を確認する場合において、キーワードの方法は不十分で、会話の文脈を離れる可能性がある[47]。従って、以上の結果を補足するため、具体的な議論の流れに沿って、「処罰感情」の意味を検討してきたい。

第３節　「時効」の世論化

本節では、具体的な文脈に則し、「処罰感情」の意味構成を確認する。上述の分析が示すように、「処罰感情」に関する議論は、主として第1回会議に集中して、法改正の必要性が最初の議題として扱われている。

「見直す必要性、妥当性」について、審議では、処罰感情の変化をめぐる見解の相違に、論争の重点は置かれていた。上述の用語頻度の変容は、その論争の展開と密接に関わる、と考えられる。以下で、「処罰感情」の理解の仕方の代表的なものを分析し、いずれも「社会の処罰感情」すなわち「世論」と結びついていった様子を明らかにする。

１　「社会の処罰感情」と「被害者の処罰感情」

法制審議会公訴時効第１回会議では、「処罰感情」という概念の意味をめぐって、「社会の処罰感情」と「被害者の処罰感情」の関係が議論の焦点となっている。

ただ、第１章で述べたように、従来の法学理論における「処罰感情」は、社会の集合意識であり、個人的な被害者感情と直結するものではない。法制審議会における論争ではその考えを引き継ぐ傾向が見られる。例えば、発言の中では、犯罪被害者等基本法の立法を引きつつ、「処罰感情」をめぐる議論は、単なる被害者の心理状態ではなく、社会全体の問題として議論されるべきである、と指摘された（第１会議議事録14頁）。いずれにしても、「感情的」な議論（表２議論のあり方）を排除するため、審議会では「処罰感情」という概念は、集合意識のレベルで論じられるものであった。ただ、抽象な概念である「処罰感情」を、どのような形で具体的に捉えるかは自明ではない。

①被害者感情の社会化

立法趣旨という意味で「処罰感情」は、公訴時効の社会問題化、つまり社会関心の高まりを通して理解することとなった。

「今度の議論の前提として、先ほど○○幹事が言われたように、もうすぐ時効が来る、そうなったら大変だというような時効完成が迫っている遺族のつらい立場・状況などの報道があって、そういう背景の中で、海外では公訴時効を廃止している国があるのだというような報道もなされて、公訴時効が完成した場合の不条理さがかなり国民の中に共有されることによって、被害者遺族だけでなくて、国民の間にも本当に公訴時効というのは廃止されなくていいのかというような考えが相当広まってきているなという感じはしております」（第１会議議事録17頁）。

以上の発言では、公訴時効に関し、報道と国民意識の変化との連動が意識されていた。そこで、処罰感情が「被害者の処罰感情」（「遺族のつらい立場・状況」）として具現化されることになった。ただ、報道における「処罰感情」の言説は、「処罰感情」という概念の特徴を説明するのではなく、「被害者の処罰感情」の表現をクローズアップすることによって「処罰感情」の実態を発信する。その結果、報道は、被害者に関する取材と

いう意味で「被害者の処罰感情」の受け手であるが、「被害者の処罰感情」を社会問題化にさせるという意味で処罰感情の送り手でもある。上記の発言者は、まさに報道を素材にして、公訴時効に関する社会認識を確認していた。

②「処罰感情」の予防効果

「処罰感情」について、別の角度からその社会影響を理解しようという主張も見られる。すなわち、「処罰感情の希薄化」を公訴時効の存在理由としてきた実体法説に対して、予防論は違う観点から時効制度を正当化する。ある委員は、以下のように述べていた。

「……刑はもちろん応報だけではなくて一般予防とか特別予防というところがあるわけで、そういうところが見えなくなってしまう。被害者であるがゆえに見えなくなる部分もあると思うのです。そういう被害者の意見が非常に強いと言って、それで立法動機が変わるのかという疑問があります。」

通常、犯人を処罰することによって社会を威嚇する刑罰の「一般予防」機能に注目するなら、長い時が経過すると、犯罪が社会の記憶から失れ、社会の威嚇にはならず、応報の必要性が消滅すると説明される。また、「特別予防」の場合には、犯人に刑罰を科すことによって犯罪者自身が再び犯罪を犯さない、という主張となる[48]。いずれにしても、そこでの「予防」は、伝統的な刑法観に立つものである。その刑法観は、刑罰という害による恐怖や功利的な計算で、現実のまたは潜在的な犯罪者の行動をコントロールしようという発想に立つものである。「予防」を今後の犯罪の予防という意味に解した場合、刑罰は、事前の、結果を起こそうとする行為の時点で、犯罪行為を思い留まらせるように働くものでなければならないはずだということになる。その上、「予防」の発想は、「被害者感情」のような、犯罪後の影響を配慮するのは難しいはずである。

その意見に対して、ある委員は次のように述べていた。

「いつまでたっても処罰を免れないとすることは応報目的だけでなく、そうでなくて何年かたったら逃げおおせるというふうな形で一般の人たちがとらえるとすれば、一般予防効果の点について問題があるだろうという感じはいたします」（第1回会議議事録19頁）。

つまり、ここで強調されているのは、未来に向けた犯行の予防だけでなく、過去の犯行を追及せよ、という現時点における社会効果である。すなわち、社会の中でよくないとされている犯罪者を処罰することで、人々の中にある規範意識、または規範そのものが維持されるとする考え方である。ただ、そこでは、刑罰の正当化根拠は、法の否定としての犯罪を刑罰で否定する、つまり「応報」そのものではなく、「規範の維持」というものに変形された。そのように考えると、処罰の機能は、事実としての犯罪行為ではなく、規範すなわち社会の正義感覚を維持・共有するという面で定立する必要がある。結果、犯罪者の「逃げ得」に対する評価で用いられる処罰は、犯罪予防の実態によって正当化されよりも、集合的な観念・態度等、すなわち「世論」と連動させるものとなった

2　「世論」と「処罰感情」

立法動機と見られる「処罰感情」は、公訴時効制度を設ける理由として形成され、かつその合理性を支える社会状況を指すものでなければならない。今回法制審議会の審議では、その認識は一貫しているが、その社会状況に関する説明は、従来法学的な議論と離れる傾向が見られる。

法学的な思考では、社会状況は、世論調査に反映される調査対象の態度ではなく、具体的な裁判で社会的影響を判断する側面がある。ある発言者は、「量刑判断」をキーワードとして、そのような考えを示していた

「そこで言う『感情』という言葉の意味がワードとしてあまり適切でないせいなのか分かりませんが、それが一つの原因となって、被害者の側から見れば被害感情もそうだし、社会の被害感情もちっとも希薄化していないという話になるのですね。だけど、そうではなくて、通常量刑判断でやっているときにどのように考えられているかといいますと、被害者団体からは怒られるかもしれませんが、いわゆる被害感情というものを全面的にまず第一に考えるべきものだとは考えていないのです。」（第３回会議議事録34頁）

つまり、法的な議論における「処罰感情」は、裁判での解釈に委ねられ、被害事実を規範の要件に照らし、各事件の特性に基づく判断されるものである（以下は要件型処罰感情と呼ぶ）

＜要件型の処罰感情＞

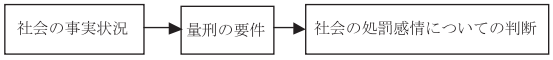

それに対して、世論化された「処罰感情」は、制度の存在理由だけではなく、国民認識による評価つまり「世論」としての面を持つことになる。「世論」の変化は、対応すべき国民意識の状況として扱われる[49]。そうすると、ここでの処罰感情（以下は＜報道型の処罰感情＞と呼ぶ）は、「被害者の処罰感情」の類似物として判断されることになった。

＜報道型の処罰感情＞

ある発言者は、ドイツと日本における公訴時効制度の改正背景を比較し、公訴時効制度の「処罰感情」という言葉に政治的なアピールの意味がある、と指摘していた。ただ、日本には、「ナチス犯罪の追及という非常に大きな、世界史的な物語」というドイツにおける立法背景ではなく、「新聞などが熱心に報道したために、時効についての議論が盛り上がり、そして、被害感情というのは、決して、刑訴法学者が言っているように、時間によって薄らぐようなものではないということは社会の共通認識になってきた」[50]。したがって、「公訴時効見直し」の必要性は、公訴時効制度に対する違和感から生じたものだとされた[51]。公訴時効制度の問題点は、具体事件の救済ではなく、犯罪への追及という象徴機能を果たすのか、ということになる。その象徴は、上述のように、まさに報道等問題の社会化になる「世論」の言説で大きく取り上げられた。

その結果は、公訴時効改正の必要性も、法学的な論理よりも、世論調査あるいは被害者の「共通認識」が優先されることになるかもしれない。つまり、公訴時効の改正によって、裁判に即した当事者の救済問題より、世論に納得できるような解決を立法で現実させようという傾向が見られる[52]。

３　考察

このように、今回の審議において、「処罰感情」は複数の意味で用いられているが、いずれも、犯行の社会的影響や、被害者を中心としながらも国民の間で共有されるに至った認識、すなわち「世論」と深く関係づいて理解されることになった。

「処罰感情」の理解は、発言者によって異なっており、単一の意味に定義されることはないが、多数の言説の間の媒介機能を果たしている。

①混同。「処罰感情」には、被害者の処罰感情と社会の処罰感情という対立の構図が見られた。そこでは、報道を通して、被害者の感情が強調されて、国民の間で共有されることになった。したがって、被害者感情は社会の共感になり、社会の処罰感情の中心になっている。つまり、社会の処罰感情と言っても、その内容は被害者感情と共通するように見える。

②変換。社会の処罰感情を把握するため、審議会では世論調査を取り扱っている。そこで、「世論」は「処罰感情」として議論に入り込んできた。ただ、そこで最も重要なのは、世論の理解とは単なる世論調査からの情報ではなく、世間の評価を公訴時効の存在理由として取扱うべきだ、という論理を示したことである。その論理の成功は、表２と表３に示したように、審議会の後半では「社

会の処罰感情」と「被害者の処罰感情」という表現の対立殆ど見つからなくなり、逆に「国民感情」または「被害者感情」の使用が増える傾向に見られた。そこで、「処罰感情」は、量刑判断の解釈から、被害者の感情を意味する「世論」に傾くことになっている。

③対立。上述のように、「処罰感情」の定義をめぐって、予防論と被害者感情論には異なる論理構造がある。その差異は、「現実」に関する認識の相違にあるかもしれない。予防論による「処罰感情」において、「現実」とは、具体的な事実と行動の効果にあるが、「世論」に応じた「処罰感情」において、「現実」は、被害者の心情または「世論」として現れてきた。

以上の整理によって、審議会での議論について、以下の結論を導くことができる。

今回公訴時効制度改正において、改正の必要性は、現実への応答として扱っている傾向がみられる。その現実は、「処罰感情」＝「世論」の形で現れていた。ただ、その「現実」では、審議参加者における認識図式の相違が見られる。

上述の異なる「現実」観には、専門性（法学）による構造的なズレが現れる。被害者感情論では、被害者感情の共感を重視し、社会的な処罰感情は被害者感情の類似物として理解している。しかし、法的な議論では、犯罪という結果を起こさない条件を設定する（「予防」）、あるいは社会的な処罰感情といった状態の特徴を法律要件の形で加算し（「量刑判断」）、社会的処罰感情の理解を形成させる。処罰感情を解明するため、前者は一般的な情報提供機関である報道の役割を強調しているが、後者は裁判の事実認定あるいは法解釈での推定に依存することとなっている。

第３章　被害者団体と専門家――言説の交錯を中心に

第１節　ヒアリング

第２章では、「処罰感情」というテーマを中心に、公訴時効部会での審議を追ってきた。上述のように、「処罰感情」には、学説の理論を超えて、「世論」の論理も大きく働いていた。

ところで、「被害者団体の方から直接この場で御意見を拝聴する機会」（法制審議会第１回会議議事録，38頁）を設けるため、被害者団体のヒアリングが行われた。第２章で述べたように、法制審議会においては、「被害者感情」は「世論」のあり方として取られている。そこで、「世論」と法学の専門的知識とをすり合わせるという立法過程の課題が、論議の参与者たち自身によってどのように果たされているのか、という点を本章では検討する。

ヒアリングは、各被害者団体からのプレゼンテーションとその後の質疑応答、からなる。よって、第２回会議は、自然の会話ではなく、定め計画された枠組みに従って委員と被害者団体との間で交わされた対話という形で行われた。前章の第一節の分析から、第２回の会議では、相対的に法律用語の使用回数が少ないことは明らかである。以下、公訴時効について、被害者団体が如何に自分の言葉で語りうるかということ、また法学専門家と如何に対話したかを検討する。

１　プレゼンテーションの発話

今回の審議において、ヒアリングを実施した被害者団体は七つである。その中で、実際にプレゼンテーションを行ったのは、殺人事件被害者遺族の会（宙の会）、被害者と司法を考える会、犯罪被害者家族の会Poena、全国交通事故遺族の会、TAV（交通死被害者の会）、交通事故被害者遺族の声を届ける会である。また、地下鉄サリン事件被害者の会が、ヒアリングに代えて意見書を提出した[53]。

公訴時効改正に対する態度によって、以下では各被害者団体の意見を「賛成側」と「反対側」に分けて考察する。

1.1　賛成側

ヒアリングにおいて、公訴時効改正を促進していた被害者（遺族）団体は宙の会（法制審議会第

２回会議議事録、２～５頁)、犯罪被害者家族の会poena（同12～16頁)、全国交通事故遺族の会、交通死被害者の会、交通事故被害者遺族の声を届ける会（同16～28頁）である。その特徴を以下に整理していく。

①「私」の事件と処罰感情

発話者は全員被害者遺族であり、冒頭に自分を経験した事件を紹介しつつ、その体験を語りながら議論を展開している。そこで用いられた「逃げ得を許さない」という発言は「処罰感情」を意味し、自身の心情を語っていることが多い。例えば、以下のような発言がある。

私は時効になった遺族として心情を申し上げますと，私たちはこうして母の死，その死に方について一生悔しい思いをして，こうやって暮らさなければなりません。死ぬまでこの気持ちは続くと思います。しかし，時効になって犯人は，もう何事もなく平和に暮らしていると思うと，悔しくてなりません。こんな不公平が世の中にあっていいのでしょうか。（同20頁）

②公訴時効の改正

改正の目的について、被害者団体は公訴時効制度の「不条理」を強調してきた。「不条理」とは、特に被害者（遺族）心情への無神経という点から説明されていた。

「その心の区切りを法によって区切られるというのは，納得がいかないことではないかと思います。」（同５頁）

さらに、「無くなった命の権利の問題」という表現を用いて、時効制度は「法の下の平等」という大きな主題と繋がることがある[54]。失われた「命」を等しく尊重するなら、時効が関わる事件には、異なる時効期間ではなく、被害者の苦痛を解消するため広汎な配慮が必要であると主張である。

③社会との連帯

例えば、宙の会は、署名活動を通じて、「時効制度撤廃」を求めるイベントを開催した。その活動の目的は、公訴時効に包含されている「不条理」が「(社会の）深い共感から生じる産物である」ことを示すことである（同第２頁)。また、公訴時効改正の動きに対して、自らの出発点が被害者感情からの願望（これ以上被害者遺族を増やさない）だけではなく、「凶悪犯罪を未然に抑止し，安心・安全な国家の実現に近づくもの」という「社会的使命」によるものだということである。

ただ、全国交通事故遺族の会、交通死被害者の会、交通事故被害者遺族の声を届ける会などは、公訴時効見直しの妥当性について、社会的な処罰感情の変化を強調することによるのだけではなく、実際的に被害予防の手段として必要になるとの見解も強調した[55]。とくに論点になったのは捜査についてである。

1.2　反対側（被害者と司法を考える会[56])

「被害者と司法を考える会」の意見は、「改善」と裁判の実現とを繋げて語っていたのも特徴である。裁判に対する期待は、事件をめぐる現実の問題をすべて解決することではなく、刑事裁判という場を通して自分の苦しみを他人に伝えることにある[57]。被害者は、裁判で「このような被害者を出さないような社会に近づいていく」といった感覚を身に付け、個人の救済が社会への改善に繋がっていくことを望んでいる。それに対して、被害者（遺族）の不安状態は、捜査により生み出され、継続されていくと言う面もあるとする[58]。

以上の整理より、被害者団体のプレゼンテーションには以下のような特徴が現れる。

①被害者団体の言説は、個人的な体験に基づく議論という形を取っていた。その「私の事件」パターンとは、制度の妥当性を語る場合に、被害者の言葉、行動またエピソードを論拠として持ち上げ、受け手の共感を求める傾向である。

②被害者団体の言説は、個人的な経験を一般化

する傾向がある。被害者団体の発言における処罰感情には、個人の体験にもかかわらず、「社会の処罰感情」に直結する傾向が見られる。

③「被害者間のバランス」の問題に関心が集まっている。「被害者間のバランス」の問題とは、事件類型による法定刑の相違は、被害者（遺族）の間に異なる法的効果の帰結をもたらすことである。ところで、被害者は、法による救済に対して、形式的な統一性を求めている。例えば、交通事故被害者の遺族は、「法の平等」などの表現を用いて、異なる性質の犯罪についても「同じ命」という観点に基づき、時効の廃止を求めている。

2　質問と応答

ヒアリングの第２回会議においては、各被害者団体のプレゼンテーションをメインとして議論が進められているが、質問と応答の機会も設けられている。だが、議事録によると、質問と応答の一環は時間的にかなり少かったようである[59]。

その質問と応答は、基本的には両者の「問い－答え」のシークエンスから構成されるが、「趣旨の確認」が主目的となる以上、そこには日常会話と異なった特徴も見られた。ヒアリングを行うに足りる「価値がある」情報が含まれていることを、その質問と応答から明らかにする必要もあった。従って、質問者は、意見交換というより、基本的に「聞き役」として意見確認する例が多く見られた。

すなわち、それは会話の流れに一定の影響を及ぼしたと思われる。第２回会議における質疑応答には、以下のような傾向が見られる。

一つには、単純な事実の確認にしても、質問者が会話の流れをコントロールし、応答者の情報を選別する傾向が見られる。

事実の確認について、特に各被害者団体の沿革、メンバーの構成またはイベントの状況に関する質問は頻繁になされる。それによって、人数、時間など問われた相手については容易にわかる。また、質問する側によって想定される事柄を問うていることが普通である。その特徴は、例えば以下の被害者遺族委員が「被害者と司法を考える会」に対しての質問に現れていた。「被害者と司法を考える会」は、当日のヒアリングの中に、唯一公訴時効の改正に対して反対意見を示した団体である。

Cは問いかけ手，Aは応答者

1C　インターネットで見た38人の運営委員の中では，あなたとあなた以外にもう一人しか被害者はいないのかなと思うのですが。

2A　いや，そんなことはございません。

3C　この公表された運営委員の中に，いますか。

4A　御自身が犯罪被害者であるということを言いたいというお考えと，会に参加をして活動をされたいということとは，全く一致をしないと考えております。

5C　いやいや，数をインターネットで見るとあなたと小林美佳さんと二人だけかなと思ったので。

6A　いや，そのようなことはございません。

7C　ほかにもいらっしゃる。

8A　はい。

9C　それでは，殺人の被害者の遺族とか，そういう方は会員にいますか。

10A　ちょっとこの今回の趣旨とは一致するとは思えないのですけれども，どのような趣旨でお尋ねになっているかよく分からないのですが，その辺の統計は取っておりません。

11C　統計は取らなくても，未解決事件の殺人の被害者の意見を聞いた上で，会員の中にそんな人がいらっしゃって，今おっしゃったような意見を言われたのか，ちょっと聞きたいので。

12A　先ほど御説明させていただいたように，未解決事件，殺人事件の被害者の支援を数多くやってまいりましたので。

13C　いや，会員の中にいらっしゃるかということを聞いているのですが。

14A　統計を取っておりませんので，お答えはできかねます。

15C　では，致死事件の被害者はいらっしゃいますか。あなたは交通事故の過失傷害致死。それ以外の致死事件の被害者はいらっしゃいますか。

16A　かなりおられると思います。

17C　ああ，そうですか。終わります。（第2回会議，10～11頁）

まず、問い手の質問を整理する。以上の1C,3C,9C,15Cなどの問いかけは、被害者の人数まだ被害者の事情に関する確認である。特に、11Cの問いかけは、Aからの反発に対し、Cが質問の趣旨を説明しようとしている発話のようである。その趣旨は、一体どのような人の関心を集約して反対意見を出しているかという点にある。「被害者と司法を考え会」の会員状況についての確認（1Cと9C）を通して、「応答者の発言＝被害者意見」という理解を、会員状況に基づいて確かめるという志向が表示されていた（「未解決事件の殺人の被害者の意見を聞いたい」）。後に、その論理を一貫して、質問者は応答者Aの反発にもかかわらず（12A）、また被害者の類型をより詳しく確認する作業を続けていることを明らかにした（15C）。

その問いかけに対して、受け手の側の反応は次のように展開されている。まず、受け手側は、質問者と同じく、「被害者の身分」を重視する姿勢を示してきた。それは、2A,6A,16Aにおいて、被害者身分の疑いに関するCの質問に対して、Aは断固に否定することが分かる。さらに、A自身が、質問者と違って、別の手段で（被害者支援の活動）被害者意見を収集することを示していた（4A,12A）。たが、質問者（C）の発話（「いやいや」5C,15C）は、その説明を排除し、再び会員状況の確認（15C）に戻って、やりとりの結末をつけることになった。そこでは、応答者の論理が切断され、全体の会話の流れが質問者の意向に従う傾向が見られる。

二つには、質問者は、発言の再構成を通して、応答者の意味を読み取ることにした。いわゆる、「定式化（formulating）」という作業がここで行われている。定式化とは、「情報提供者のこれまでの話を要約したり、別な言葉で置き換えたり、要点をさらに展開させたりする作業である」[60]。以下は、二つの質問を対象にして、会話の流れを具体的に検討してみる。

①プレゼンテーションの発話に関する内容の確認である。「ＴＡＶ（交通死被害者の会）」に対して、会部長は、次のような質問を出していた。

…最後のところでは，公訴時効期間の延長を主張されておられるわけですが，この御趣旨は，撤廃が望ましいのだけれども，現実的に考えて，まずせめて公訴時効期間を延長してほしいと，そういう御趣旨でしょうか。（25頁）

上記の発言では、被害者遺族の発言に対して、内容の「趣旨」を読み取ろうとした。「趣旨」の確認では、発言者が、被害者遺族のプレゼンテーションを法改正の提案として扱っていた。プレゼンテーションの内容は、「撤廃」と「延長」という本来審議の論点に収められた。そこでは、発言者は被害者遺族の個人的な被害体験を、専門家委員の解釈の枠に、公訴時効のあり方で収束する工夫が見られる。

②プレゼンテーションの発言の流れから、質問者自らの関心による問いかけである。例えば、量刑判断について、以下のような質問が現れていた。

「１点だけよろしいですか。お話の途中で，そもそも交通事故に対する法定刑の上限，これが軽過ぎるという話がありまして，どのくらいというのは難しいと思うのですが，要望としてはどのようなことを考えておられるのかというのをお聞きしたいのですが。」（同25頁）

上記質問者の発話では、被害者に対して、量刑判断と私的見解（「要望」）という二重の構造を使っている。量刑判断について、「どのくらいというのは難しいと思うのですが」という表現を使って、質問者は、被害者の発言と規範の構成とが直結した討論に展開していくのを抑える。そして、被害者の立場は、専門的な意見と区別された、私見（「要望」）という位置つけに固定されている。

「私見」と専門意見との非対称性は、被害者

（遺族）団体の応答で量刑判断に対する配慮を通し、顕在化された。応答者は、具体的な提案（「理想的なことを申し上げますと，危険運転致死傷罪が現在20年となっております」同25頁）をしているが、「素人の意見」という表現で、法定刑に関する審議と距離を置くことにした。

以上のように、プレゼンテーションの発話によると、殆どの発言者は、公訴時効制度に対して、制度の妥当性いわゆる存在理由を中心に議論を展開している。そこで、被害者団体は、「命」「魂」など自らの経験によって、改正の必要性を強調する姿勢を示しているが、具体的な法制度の在り方について、被害者団体の発言は曖昧である。それと同じように、質疑応答の部分は、内容的に質問が制度の妥当性に集中し、また被害者自身の経験を重視する姿勢も現れた。

ただ、被害者団体の意見・主張については、それを具体的な制度の構成と直結するのではなく、審議委員である質問者の解釈枠組に収まるような形式によって対処されている。そこでは、発言の内容は被害者団体の文脈から切り離されて、専門家の「翻訳」により法的な提案に転換する、という作業がみられる。興味深いのは、被害者団体自身も、私的なトークの区別を意識しつつ、法規制の設定への介入に距離を置いていた。

第２節　審議と事件

これまで見てきたように、時効制度に関する言説の交錯においては、専門性の有無が無視できないファクターとなっている。司法、特に裁判は、最も法的な思考が現れる場である。時効制度における言説の相互作用を解明するためには、司法、特に裁判の言説分析が不可欠である。ただ、公訴時効を争点とした裁判が頻繁に現れるわけではない。特に、公訴時効制度の存在理由に関する議論は、判決文には殆ど現れてこない。審議会の議論でも注目された時効に関する事件では、公訴時効は完成したが、それは民事の不法行為に対する損害賠償請求が可能なケースであった[61]。このケースに関する審議は、第５回会議で現れた。そこで、議事録の記述（法制審議会公訴時効部会第５回会議議事録、11－14頁）に基づいて、専門家と被害者遺族との認識の差を如何にして埋めるか、という点を考察する。

公訴時効の完成と犯人の名乗りとの関係について、対立する考え方が現れている。一つは、たとえ犯人と思われる人が判明しても、時効完成のため訴追・処罰できないのは問題だとする考え方である（以下は処罰不能説と呼ぶ）。もう一つは、時効が完成すれば、犯人の名乗りによって、真相が明らかになる可能性を評価する見方である（以下は真相解明説と呼ぶ）。ある専門家委員は、真相解明説が公訴時効制度の積極的な効果として主張した。それに対して、被害者遺族をはじめ多くの委員は、各自の立場から真相解明説を批判してきた。

まず、被害者遺族側の言説を整理してみよう。被害者遺族側は、処罰不能説の立場を取っていた。そこで、彼らは、真相追求だけではなく、訴追の必要性を優先に評価すべきだと主張した[62]。

被害者遺族委員は、真相解明は論理的な仮説に過ぎないと主張していた。ここでの「真相解明」とは、理論ではなく、自分の経験から被害者全体の状況と直結するものである。経験に裏打ちされない仮説に対しては、その正当性が疑われた。

次は、専門家側の批判を紹介する。事務局は、意見募集に即し、処罰の意義に関して被害者遺族側の意見を次のように補足していた。

「遺族としては真相を知りたい，しかし時効が完成することによって捜査してもらえなくなる，したがって真相も明らかにならなくなる，そういうことについてのやるせなさというのを述べる意見が多くあると思っております。」（第５回会議議事録12頁）

そこでは処罰の意義が、現実の解決だけではなく、「やるせなさ」という苦痛の心情を癒すことにあると主張された。事務局の観点によると、公訴時効制度を評価する際に、真相の解明など現実

の効果に留まらず、被害者遺族自身に対するケアまで視野に入れるべきであるということになる。

また、検察官は実際に起きた事件[63]を念頭において、真相解明説の問題点を指摘した。まず、実際問題として真相解明に至る場合が稀であり、真相解明説の射程が狭いということである。また、対象となる事件して、真犯人が名乗り出たとしても、それは公訴時効制度のインセンティブというよりも、事業計画による発覚のおそれからである、とされる[64]。真相解明という機能に対して、実際の事件による検証は成り立たないわけである。

以上に関して、本稿の関心からは、真相解明説の妥当性より、以上の論争における発言の構成を検討したい。

①第三の要素―苦痛の鎮静

被害者の理解する捜査とは、真実の追究でも実際の事件解決でもなく、加害者への「追いかけ」である。その「追いかけ」は、解決の結果よりむしろ、解決への努力を象徴するものとなっている。故に、事務局側は、「処罰説」を重視する際に、物理的に当事者の環境改善より、「やるせなさ」と言った精神的な表現を使っていた。客観的な真実解明にせよ、処罰の不能にせよ、真の問題は、被害者遺族の苦しみを解消することである。

さらに、苦痛の鎮静は、「被害」という現象の構成と直結している。上記の論議において、被害者（遺族）側は、被害者の心理体験を語っていた。それは、近年の研究がいう「被害の心理学化」、つまり「被害を構成する上で『感情』がより重要な言語的資源となり」[65]といった現象とも一致する。被害＝心理・感情なものは、単なる被害者個人の物語よりも、被害に関する認識が優位にあるのかもしれない。上記の発話には、そのような傾向が見られる。

②専門家の「感情論」

第１節で見たように、具体的な事案に関する議論においても被害者の意見が専門家の枠に収まるというケースが見られる。しかし、事件の当事者ではなく被害者遺族の苦痛へのヘアを法制度の機能と設定するなら、被害者感情はまさに「実態」として専門家の枠に介入することができるようになる。

被害者個人のものである、被害者の苦痛は、議論の参加者全員がそれを理解できるはずと想定されている。専門家委員による真相解明説も、被害者団体の主張である処罰説も、専門家と素人における知識の差にもかかわらず、被害者感情の緩和という論点に沿って議論を展開してきた。

第２章に述べたように、伝統的な「予防」概念を世間に共有されている規範、すなわち、その社会の集合意識を維持する意味と解すれば、「処罰感情」は「被害者の処罰感情」まで広げることができる。真相解明説に対する批判のように、公訴時効のような利用率が低い制度において、具体的な事件当事者の救済を中心とする法解釈は逆に抽象的な議論となる。本節の議論では、第2章と同じように、「予防」論を規範維持による「癒し」機能に解して初めて、被害者・「世論」の共感的な「処罰感情」も、公訴時効制度の効果やその帰属要件の必要性も、刑罰ないし法の象徴機能から矛盾なく説明することができるようになるのである。

第４章　報道と「時効」

遺族らは「（被害者の）無念が晴らせた」と涙を見せながら喜びを語り、「何より世論の力が大きかった」と感謝の言葉を繰り返した。

「毎日新聞」2010年４月28日

上述の分析のように、法制審議会における「世論」は、「処罰感情」など概念の再構成を通じて立法審議の進行に影響を与えてきた。第2章で述べたように、審議会委員は世論とマスコミ報道の連続性が、（被害者）処罰感情の一般化を促進する機能を果たした、と理解している。しかし、その理解は、果たして正しいかどうか。本章では、報道のテクストに照らしてそれを検証する。

第２，３章における公訴時効の討論と違って、

報道言説の組織化は、被害者（遺族）本人も専門家もなく、第三者としての報道機関によるものである。この場合の報道言説は、法制度の利害関係者（被害者あるいは被害者遺族）または法専門家よりも、社会一般構成員の立場から「脱文脈」の言説、本来の「世論」の意味に近いものとなる。しかし、第１章で述べたように、様々なメディアによる「社会」の表現は、社会のあり様をそのままに反映するものではなく、メディアの特性に影響されるものである[66]。本章は、各メディアの報道特性を重視し、「処罰感情」という概念を持つ社会の効果を検討する。ただ、世論と公訴時効制度の関係を検証するには、長期間を渡って関連データの処理が必要とされる。本章での分析は、その研究の準備作業であり、具体的な時効報道の例に沿って解釈レパートリーを図式化し、審議会における「世論」と比較をする。

第１節　犯罪と報道

１　報道の定義

本章では「報道」における公表ということの意味を重視することにしたい。従って、そこでの報道は、情報伝達の意図を有するか否かには拘らず、公訴時効という公共的関心事項に関する出来事を記述し、効果的に不特定、多数の人に対して発信することとする。そうすると、伝統的な報道機関または規則的な報道活動だけではなく、非組織的または非継続的な情報発信活動（インターネット上の言説）も「報道」に含まれることになる。

報道とは、基本的な事実を基礎にして発信する行為である。よって、それに対する信頼は、「精密な情報交換」から生み出す中立、客観という感覚に基づいている[67]。しかし、実際には、送り手の立場から情報を鮮明に受け手に伝えるため、各自情報の選択と処理という側面も報道活動に不可欠となっている。要するに、「基本事実」は、報道の技術によって発信されるというわけである。例えば、「2009年全国メディア接触．評価調査」によると、各メディアに関するイメージは、情報伝達の側面に基づく評価するものに限らない。「物事の全体像を把握することができる」、「情報の重要度がよく分かる」また「分かりやすい」、「親しみやすい」といった編集手法と関連する項目への重視も見られる[68]。

Norbert Bolzは、その現象を捉えて、読者は情報から自分の意見を形成するのではなく、「マスメデイアの毎日の合いことばを口にするしかない」という「意見の消費」を行っていると指摘した[69]。従って、マスメディアは、透明な情報発信の手段ではなく、独自のニュアンスに基づき情報の意味の形成を行っていると思われる[70]。

２　犯罪報道

公訴時効制度は、「犯罪」という行為を追及する際の、起訴条件に関する制度のことである。多くの場合、時効に関する報道（以下は「時効報道」とする）には、犯罪事件及び捜査または裁判の経過など関連の情報が含まれている。その意味で、「犯罪報道」の有り様が時効報道の在り方に影響を及ぼしてもいる。「犯罪報道」研究の達成点を簡単に確認しよう。

①報道機関の報道の懲罰言説化。特に人権と報道の研究においては、その観点が多く見られる。早期の研究として、日弁連「人権と報道」（1976年）と浅野健一「犯罪報道の犯罪」（1984年）が報道機関による事件当事者の被害を指摘していた。その時期、加害者とその家族も含む、犯罪報道による侵害の実態及びその救済と匿名報道の必要性について、数多くの報告や分析が行われた[71]。報道編集により、「歴史的な観点からのニュース判断力が衰弱し」ていること[72]や、具体的な現実感に乏しい「なれなれしさ」が氾濫していることが指摘された[73]。

②犯罪報道の構造について、「事実報道」重視から「情緒的アイテム」重視への報道モデルの変容が指摘された。五十嵐二葉は、1991年出版した「犯罪報道」で日本とアメリカの犯罪報道における記事構造の比較研究を行った。そこでは、「情緒的アイテム」と「事実報道」の区別が提示されていた。「情緒的アイテム」とは、苦しみや悲し

みをクローズ・アップして、逮捕または判決の際に、被害者また遺族の情緒を大きく取り上げることである。それに対して、事実報道とは、事件の解決と関係する情報を重視することである[74]。

③情報収集について、警察側情報のバイアス（五十嵐二葉，1991）、または被害者遺族と新聞記者の間の認識のギャップが検証された（青山、白井＆小西，2009）。前者のバイアスとは、記者クラブを介した警察とマスコミとの恒常的な接触が偏った「引きつき報道」や「情報操作」を生み出す、ということである[75]。後者は、私人間の付き合いを重視し、被害心情への理解を求める被害者遺族側と、記事の評判に関心持つ記者側の間にズレが生じる、と指摘している[76]。

近年、上記のような問題点を念頭において、報道機関または関連研究では新犯罪報道の形の追求が進んでいる。その特徴とは、人権保護を鍵理念とし、被害者による情報収集に力を注ぐことである[77]。

第２節　時効報道

犯罪報道の先行研究に示したように、情報源とその構成に関する分析は、報道言説を解読する際に重要な切り口となる。それに従って、以下では伝統的な報道（主としてマスコミ）とソーシャルメディアの報道構成を整理する。

１　伝統的な報道の構造

伝統的な報道とは、記者が多数の「関係者」の話を積み重ね、集めた資料と突き合わせて情報の発信活動である。いままでの研究は、伝統的な報道を想定し、とくに事件報道を中心として犯罪報道の構造を検討してきた。ただ、時効報道は、時間の扱い方において、上記の犯罪報道とかなり異なっている。その相違は、時効報道の事件は長い時間の経過が想定されていることにあり、その特性に応じた報道にならざるを得ない。

1.1　報道と時効

①「乏しい情報」

報道は、情報を正確、かつ即時に受け手へ伝える機能を要求されている。従って、現時点の出来事をめぐる情報収集と整理作業が報道のベースとなっている。しかし、時効報道の場合、報道の時点で事件捜査の進行は殆ど止まっている。事件当時の報道と比べて、事件自体に関する新しい情報の入手はかなり困難とも言えるだろう。

そこで、時効報道において被害者遺族の情報は大きな役割を果たしている。例えば、「忘れない『未解決』を歩く」という毎日新聞の時効事件特集[78]には、①「捜査が続く主な最近の未解決事件」、②「忘れない『未解決』を歩くアーカイブ」または③「忘れない『時効』よ止まれ」といった三つの項目が設けられている。①は主に警察による情報、②は被害者遺族の生活ぶりと捜査活動、③では制度の改正に関する動きと各方の反応を取り上げられている。ただ、捜査難航のため、 警察側は、事件の実態よりも、捜査の決意あるいは努力に関して語ることが多いようである。被害者の情報には、上述審議会の被害者遺族発言のように、心理的な自体験が大きく強調されている。つまり、時効報道には、警察側と被害者遺族側の発話とも、客観的な事態の進行より、取材対象の心理状態に関する記述が多く見られる。心理状態については、被害者（遺族）意見の引用を通して表現する場合が多い。一方、被害者（遺族）の生活ぶりを追跡し、現在の日常における事件の影響を表現する手法もよく現れる[79]。

さらに、逮捕あるいは裁判のような明確の時点な時点に沿って、一般の犯罪報道は事件の進行を説明していくが、「未解決事件」の場合、事件自体の進行による分節が見えないため、事件の情報における時間の区分も曖昧となっている。そして、心理状態の情報共に、事件の情報も現在という時間次元で語られている。そうすると、報道において、時効といった概念にある時間経過の効果を表現するにはリソースが限られている。

②「薄れる関心」

公訴時効制度の存在理由である「処罰感情の鎮

静化」には、事件に対し、特定の被害者遺族の被害苦痛の希薄化ではなく、社会における裁判救済への関心の希薄化という予測が含まれている。つまり、法学の言説は、公訴時効が「薄れる関心」という論理で正当化されている。しかし、時効報道では、「薄れる関心」に言及される場合はかなり少なくなっている。ある記者は、時効事件の記事の最後に、以下のように語っていた

…親族は古傷をかばうように戸を閉めた。癒えない悲しみの深さを物語っていた。記者の胸にこみ上げたのは今も息を潜めて時効の瞬間を待つ犯人への怒りだった。」[80]

以上の記述では、被害者の「癒えない悲しみ」から記者個人的な「怒り」へ、という感情の連鎖が書かれている。「時効か捜査か」といった二項対立的パラダイムは、被害者自身の語りで構成されたものではなく、被害者と遭遇した記者の関心でもある。そこでの記者は、報道の生産者と、被害者言説の読者という二重の身分をもって、また新聞の読者の体験と重なることになった。

上記のような時効報道は、時間の経過による「薄れる関心」という事実状態に無関心である。報道における処罰への「関心」は、事実の記述ではなく、積極的に関心を惹起させようとする側面（共感モデル）を持っている。

1.2　映像特集

以上の分析が示すように、時間の経過は、伝統な報道で構造的に表現されにくい概念である。それ故、ここでは、映像情報が中心となるテレビの報道特集について、報道の解説方法を考察する。その際では、日本テレビのニュース番組「ZERO」[81]で2009年４月15日（水）に放送された「科学捜査の進歩が、「時効」を止める」の特集を素材としたい。

内容

この特集は、総計９分35秒のVTRの中に、妻を失ってから10年間、犯行現場についた犯人の血痕を残し続ける遺族の物語を中心に展開していた。報道の枠組は、以下のように整理することができる。

①事件の概要（03´03）
　証拠に関する被害者の語り（血痕を残っている現場映像、または現場でのインタビュー）
　事件のあらすじ（当時のニュース映像）
　被害者の情報（個人撮影の家族映像）
　生活ぶり（事件後１年の取材映像）
②人的証拠（01´17）
　法務省関係者の語り（室内でのインタビュー）
　解説（イメージ図）
③物的証拠（03´41）
　DNAの証拠能力（番組自ら行ったDNA鑑定）
　物的証拠の保存（警視庁科学捜査研究所の取材映像）
　科学捜査の進歩（警視庁科学捜査研究所研究員のコメントとイメージ図）
　公訴時効改正におけるDNA証拠の位置づけ[82]（イメージ図）
④解決への願望（01´27）
　時間の経過（被害者子供のインタビュー）
　被害者遺族の願い（被害者遺族のインタビュー）

報道では、「証拠の散逸」を二つのテーマに分けて紹介している。いわゆる、「人的証拠」と「物的証拠」、という二つの証拠類型である。

報道は、「人的証拠」については、「証拠の散逸」が可能とされ、公訴時効の必要性を認めるが、「物的証拠」については、科学捜査の進歩により「証拠の散逸」はありえない、と主張した。表現の形式を比較すると、①時間面について、「物の証拠」の方は「人的証拠」の方より２倍以上の長さである。②解説の手法について、「人的証拠」では、＜有識者＋図式＞の形を取られている。それに対して、「物の証拠」では番組自らDNA鑑定などの実験過程を展示するものである。③映像と内容の関連性について、「人的証拠」での解説は音声を中心に、インタビューの内容を説明するも

のである。従って、インタビューを行う場所、刑務所の建物など流れされた映像には、情報内容と関連ないバックグラウンドにすぎない。それに対して、「物の証拠」では、実験の経過などを映像を通じて表現することになっている。

また、科学の発展と証拠の保存との関係以外に、被害者事情の紹介もその特集におけるもう一つ重要な情報源となっている。その情報には、インタビューが主な手法であり、事件または捜査の取り調べ以外、遺族の生活（子育てのシーン）まで取り上げられていた。ここでは、特に映像表現の特徴を注目したい。

第一は、異色の映像の使用により、報道では客観的に生活における時間の経過を確認することができる。①で被害者情報では、取材映像ではなく当時の家庭映像また撮影が使用される。それに対して、④の映像では、現在取材者が撮ったものであり、同じ被害者遺族の外貌変化が明らかになった。

第二は、映像の中には、事実の確認以上、叙情的な手法も取られている。例えば、①で事件後１年の取材映像の中に、３歳の被害者の子供はカメラに向かって、「ママ…ママ…ママなぜ死んじゃった…ママが死んだ。ママが死んじゃった…」と部屋を一人走り回るシーン、10秒前後のクローズ・アップで表現された。一般の事実報道では、最大限の情報量を求めるため、画面のカットオーバーが短いものである。それに対して、ここで、画面の範囲に限られ､情報量が少ないクローズ・アップの使用は、事実の確認以外、叙情の性格をもつと思われる。

先行研究で問題視された「共感のモデル」とは、本来出来事の事実を中心に展開するはずの報道が、事実の進行と直接関連無く人物の生活ぶりに重点を移ることを指す。上述の報道において、新聞もテレビも、公訴時効を報道する際に、事件の基本的な進行より捜査の難航による苦しみまたは不満がクローズ・アップされている。その気分は、報道時点での被害者（遺族）の生活、警察担当者の仕事ぶりなどの素材を通して描かれていた。それは、まさに相手の共感を呼び起こしやすい素材を用いた、「共感モデル」型の報道と思われる。

さらに、テレビの報道で明快に表現されたように、時間の経過に関わらず、処罰感情の不変性が、映像を通して演出することができる。すなわち、被害者感情による共感または報道の即時性といった作用の中に、報道では、事件の長期化における「処罰感情の希薄化」とは表現されにくいこととなる。

２　ソーシャルメディア

日常生活ではインターネットが重要な情報収集のツールとなっている。インターネットでの時効報道は如何に流されたかという問題についても検討する必要がある。ただ、インターネット上、非組織的または非継続的な発信活動が極めて活発なるため、従来報道の専門性が薄れ、時効報道に当たるテクストも膨大である。したがって、インターネット言説の全体像を把握するのはほぼ不可能とも言える。以下では、ツィッター[83]といった特定のソーシャルメディアを対象にし、そこで行う会話を分析とする。そのために、2010年４月～６月、主な刑事法改正法案（公訴時効改正）が成立した約２ヶ月半間に、筆者はツィッターのキーワード検索機能を利用し、主に「時効」という用語を使用したつぶやきを継続的に観察した[84]。

①情報の伝達

第１に、時間性と話題の分散である。2010年４月28日に法案通過した当日、「公訴時効」に関するつぶやきが集中したが、翌日の通勤時間から減少していく傾向が見られた。そして、2010年６月の時点で、「公訴時効」に関するつぶやきは既に１ヶ月ぐらい更新されてない。他方、「時効」に関するつぶやきは、公訴時効改正という話題と繋がって、「公訴時効」の検索結果と重なる部分があったが、公訴時効のテーマに限られず、他の関連話題も現れてきた。例えば、以下のつぶやきでの「時効」は、公訴権の消滅と関わる本来の意味

ではなく、日常会話における一般な時間制限として使われていた。

@kai0831 昔話的でもう時効だよ～（^O^）笑い話だよね今となっては…あの頃はリアルに売ってる子たくさんまわりにいたけど今もあるのかね～顔写真付きとかだったよね…あ、私はやってませんから！2010年 6 月27日14:05:31　from yubitter

また、民事法の時効に関するつぶやきも、そこで多く現れるようである。それには、例えば法学部あるいは法学大学院に所属する学生と教員の発言として、発信者の法学に関する知識背景[85]が見られる。要するに、同じく「時効」という用語を用いていても、内容的に時効制度と離れている傾向がある。それに対し、「公訴時効」の検索結果には、そのような区別は見られなかった。

第２には、「公訴時効」という表現を使ったつぶやき（以下公訴時効のつぶやきという）には、様々な情報源が認められる。そこでは、新聞、テレビすなわち専門的な報道機関のツィッター[86]が見られる。他方、個人的な直撃情報、関連資料の紹介などもツィッターで流れている。個人的な直撃情報とは、公訴時効改正に関連する活動の参加者は、現場の進行を記録し、ツィッターで発信するものである。以下のつぶやきはその特性が揃っていると考えられる。

@crusing21まず、桐蔭横浜大学の河合幹雄さんから、「議論と熟考がほしかった公訴時効廃止」と題して報告がありました。現在、質疑応答中です。2010年５月１日13:28:19　from　Twitbird iPhone[87]

第３に、公訴時効のツィッターには、関連情報の紹介といった形のものも多く見られる。その情報は、インターネット上のブログなど媒介に載せたものだけではなく、法学論文など専門資料も含まれている[88]。

そこで、ツィッターの報道は、単なる自分自身の経験による発信ではなく、引用または情報先のリンクを通じて他の情報も提供している。公訴時効のツィッターにも、引用と関連リンクの使用が頻繁に行う。例えば、「ブログ更新：公訴時効廃止に何を見るべきかhttp://bit.ly/a9BBYY」というつぶやきは、政治学者の松尾龍佑氏が、5月10日12：41：44自分のツィッターに書き込んだものである。その情報は、同日の12：57：15と13：27：12に「BLOGOS編集部」と「@Blog_Rss_New」で掲示されていた。「@Blog_Rss_New」は、「公訴時効廃止に何を見るべきかhttp://bit.ly/a9BBYY」として松尾の原文をそのまま引用している。

上記の引用手法について、発信者が情報を140字以内にまとめる作業を行うと同時に、情報の引用を通して情報源を突きとめることもできる。そこで、引用された情報は、引用者の解釈ではなく、情報リンクを通じて本来の構成で提示されている。そうすることで、ツィッター上の公訴時効情報には、一方的な表現の短さと臨場感という特性が揃わることになる。他方、1つのメディアで情報をカバーするものではなく、多数の情報源を無変換で組み合わせる形になる。

ただ、公訴時効に関するつぶやきの中に、関連する情報として、被害者遺族のツィッターの引用が見られなかった。それに対して、伝統の法律、政治新聞、または法学者[89]、政治学者のブログでの発言が多く言及されていた。

②意見の交換

公訴時効に関するつぶやきには、その多くが情報提示のみで終わっており、発言者が相互に話し合うことは相対的に少ない。しかし、ツィッターとは、一方的発言ではなく、コミュニケーションを促すような機能を持っている。その中には、質疑応答の形で、問い掛ける側が直接に法律の専門家と交流する場合も見られる。例えば

@Nomurashuya[90] @fujii_haru 鋭いご指摘ありがとうございます。時効は撤廃されて捜査せずでは無意味ですからね。考えてみます。RT@fujii_haru 素朴な疑問なのですが、警察官の数を増やさないのに、公訴時効が撤廃されると、最近起きた事件に対する捜査が手薄になり、逆に社会に対してマイナス要因があるのではないかと思うのですがどうでしょうか？それともあくまで精神的予防防犯効果を狙ったものでしょう　2010年5月6日 07:17:01 from web

上記の会話は、公訴時効改正の効果に関する専門家と素人のやり取りと思われる。応答者は、ツィッターを通じ、自分の活動を発信している法律研究者である。形式面では、会話では、丁寧語の使用により聞き手に関する配慮を示している。そこでの会話は、友人など親密な社交関係ではなく、フォーマルな意見交換と想定されているだろう。

さらに、そこでは、専門性への配慮が質問に端的に表れている。質問の冒頭で「素朴な疑問」というように、質問が弱められている。または、「公訴時効が撤廃されると……ある」というように、公訴時効撤廃の効果についての一般的な定式化を行っている。一方で、それが「と思うのです」「でしょう」というように自分の考えとして限定され、この＜公訴時効撤廃の一般的な効果+「と思う」＞という表現方法が、質問者の発話が個人としての意見、つまり「私見」と位置づけられるものという意味合いを示している。逆に、専門家である応答者の発話には、「時効は……無意味です」というように、「私見」の表現方法ではなく、法学専門的な知識に帰属して判断することになっている。

以上の分析から、インターネットの「時効」には、日常生活の領域と法の領域を分け、ほぼ平行に異なる用法が使われていることが分かる。その中でも、公訴時効に関する情報は、逆に法律専門家の言説に依存していることも分かる。そこで、ツィッターの報道には、引用または「ReTweet」[91]というスキルを通じて、法律専門家の意見を広げられる可能性も考えられる。

第３節　報道の構造と審議

１　報道の構造

時効をめぐって、伝統的な報道とソーシャルメディアでは異なる報道の方向が見える。その原因は、両者の情報と表現にある構造的な相違と関わる。

①情報源

伝統的な報道構成には、時効制度解説の難しさが現れている。公訴時効制度に関する情報は、有識者コメントのように第三者の記述を媒介にし、理論的に、抽象的なものになっている。それに対し、被害者遺族情報の方は、例え取材対象の自体験など新聞・テレビの様々な手法により、編集されやすいものである。

一方、ソーシャルメディアは、インターネット上情報の分散と自律により、伝統的な報道機関の情報編集機能と異なって、ソーシャルメディアでは人々自らの情報整理が要求された。情報を処理する際に、受け手は直接に発信源と接触する機会が増え、第三者（例えば報道機関）による解説の必要性が弱くなってきた。

②表現装置

被害者遺族の苦痛に対して、報道では「共感モデル」のメカニズムに基づき情報を構成している。その感情は、専門概念の解釈を媒介にした法言説より意味の伝達が容易と思われる。

インターネットの「時効」には、日常生活と法情報と両面が現れるが、そこで両者の交錯ではなく、公訴時効制度に関する議論は一方的に法専門家に依存していることが分かる。ソーシャルメディアの意見交換は、共感ではなく、第３章に述べたような、公的な場における＜私見＞と専門家知識の二重構造と共通している。

２　審議と報道

伝統的な報道構造において時効報道は、被害者

情報を「共感モデル」を通じて、すなわち被害者の処罰感情への共感（sympathy）を、社会の処罰感情と混同する傾向がある。それは、第２章で述べたような審議会の＜報道型処罰感情＞、すなわち報道の伝達による＜被害者処罰感情＝社会の処罰感情＞の構図に一致すると思われる。そして、審議会における＜報道型処罰感情＞ではそのメカニズムである「共感」についてあまり展開されていなかった。本章での考察で明らかにしたのは、「共感モデル」のような報道の手法を通して、「世論」は報道された「処罰感情」への共感という側面もある。

ただ、ソーシャルメディアの考察からみれば、公訴時効制度に関する報道は、情報の表現形式と情報源の構成に影響され、共感モデルの使用を妨げる議論空間も存在することには留意する必要があるだろう。

第５章　結論

法律学を勉強した方はご存じのとおり、法律学の本を見ますと、「人」とは…「所有権」とは…「物」とは…「時効」とは…というふうに、用語の厳密な定義が説明してあります

川島武宜「日本人の言語意識と法」
『世界』399号（1979年）

2010年公訴時効改正では、「世論」の役割が無視できないファクターであった。本稿では「感情立法」という問題提起について、「世論」の表現型を整理しながら、立法審議と「世論」の関係を検討してきた。

１　＜世論＞の参与

2011年公訴時効法改正では、本来の法理論にある「処罰感情」という概念を用いて、「世論」の観点は現実制度の設計（公訴時効の廃止）に介入することができるようになっていた。第２、３、４章における審議委員の間、審議委員と被害者（遺族）団体の間の討論、または社会一般的な議論である報道の言説分析によると、いずれにしても＜被害者処罰感情＝世論＞という図式（以下は「世論」モデルという）が共通していることが分かる。今回公訴時効改正は、「感情立法」のアプローチを反映するものとなった。

ただ、公訴時効審議会においては、被害者団体言説の内容が、直接に制度のあり方を決めたわけではない。それは、法的な議論する際に、専門家委員と被害者団体の間に異なる論理構成が存在するからである。さらに、議論の流れは、専門家側の解釈枠組（以下は専門モデルという）に収まるように両者の差を埋められることになった。また、報道のような「世論」で明らかのように、＜被害者処罰感情＝世論＞の社会化には特定な表現の枠組が必要となっている（以下は「世論」モデルという）。「世論」モデルと専門モデルの区別を、以下で簡単に整理する。

	「世論」モデル	専門モデル
用語	分散・多義	限定・明確
論理	連想・共感	推定・討議
根拠	経験・体験	量刑判断
効果の射程	不明確の多数	事件の関係者

ここで、被害者個人の生の処罰感情は、立法の議論に介入することがなかなか困難なことがある。それに従って、立法の議論において「感情立法」は如何に実現できたのか、この答えはやや複雑なものとなった。

２　処罰感情－法的な概念－「世論」

①「処罰感情」の変容

法制審議会において「処罰感情」概念の変容が分かる。それは、処罰感情を考える際に、従来犯罪行為の予防効果よりも、社会アデンテイテイの象徴としての規範の維持・防衛に依存する、ということを専門家の議論に現れてきた。処罰感情の希薄化をめぐる実証的データをいくら示しても、「規範の維持」が根拠とされれば、逆に「法制度

の有効期限」を示す公訴時効が正当化されるインセンティブがなくなる。

また、そのような規範維持の制度観に従うと、未来の行為を中心とした刑罰意識から、現時点での犯罪による結果を重視することになるはずである。とくに、犯罪行為にもたらす犯罪被害者（遺族）個人の苦痛という犯罪の結果を重視するべきだ、という主張が審議会の中に現れてきた。

さらに、被害心理化まで処罰感情の射程を広げると、いわゆる個人の苦痛と連動する「処罰感情」は、むしろ法学の専門的なモデルから対処するよりも、社会の全体で被害者の体験と感情を理解することが必要となった。そこで、審議会から報道の言説まで、被害者の感情を認識する場合、一貫して「世論」モデルを用いていた。

②「処罰感情」の共感効果

前述のような新しい「処罰感情」には、社会と被害者個人的な側面、両方を含む特性が揃われている。その概念の使用は、単なる専門家モデルと＜世論＞モデルとのリンクではない。第4章の分析によると、「世論」モデルにおける「処罰感情」は、立法審議だけではなく、社会への発信モデルとしての可能性もある。

「世論」モデルは、専門モデルと異なって、伝統的な報道の構造とよりうまく結合する。そこで、長期化した事件における時効報道は、構造的に被害者（遺族）の感情をめぐるインタビュー、あるいは生活ぶりの映像をクローズ・アップする傾向が強く現れる。報道における「共感モデル」には、人々の知識の差を超えて、被害者の立場を認識した上、受け手の心情に基づく共感を形成する、という心理的なメカニズムが働いている。報道の情報伝達を通し、公訴時効の妥当根拠で「処罰感情」と私的な体験と直結した際に、「公訴時効」という専門的な概念は、誰でも意見を述べられるようなテーマとなった。つまり、「世論」モデルは、一般大衆が個人的な参与の気分を味わうのに、適切な公共性を持っていた。

第３章のヒアリングで現れように、「処罰感情」の社会性、ということは確かに被害者（遺族）個人さえ否定してなかった。問題なのは、その「社会性」を如何に認識するかである。そこで、「処罰感情」の理解は、事実をめぐる討議に生じるのではなく、私的な心情（被害者感情）と類似的な社会全体な気分の問題である。すなわち、ここでの＜世論モデル＞は、被害者個人の心情と世間における全体的な気分、そして法的な議論である「処罰感情」を一体化させることになった。立法審議は、もっとも典型的な公的な議論であるが、今回の立法過程における「世論」は、討論を中核とする多数意見ではなく、人々の「気持ち」的な共感から生まれるものと思われる。

以上より、今回の公訴時効改正には、「世論」の影響があることを検証してきた。ただ、これまでの感情立法論には、あまり言及されていないファクターの存在が、本稿によって明らかになった。

一つは、法専門家の役割である。法制審議会の審議では、専門委員側の知識の権威を前提とした上、被害者団体と専門委員の間の非対称性は維持されている。今回の公訴時効改正において、専門家における「処罰感情」概念の変容によって、「処罰感情」が「世論」と法改正の媒介概念になったとも言える。

もう一つは、報道構造と「世論」の関連可能性である。第４章に述べたように、今回の公訴時効改正において、伝統的な報道とソーシャルメディアという二つの報道空間では、ほぼ正反対な議論が展開されている。時効に関する報道は、情報源の構成に大きく左右されることが分かる。

しかし、なぜ「処罰感情」の概念構成は変わってきたか、またその変容と世論の関係をどのように理解すべきか、という問題が残されている。これらは今後の検討課題としたい。

---

1 このような批判的意見としては、白取祐司「公訴時効制度『見直し』法案への疑問」『法律時報』82巻５号（2010年）２頁以下、三島聡「『逆風』のなかの公訴時効――『見えにくい』利益

の保護をめぐって」『法律時報』81巻９号（2009年）１頁以下、松宮孝明「刑事時効見直しの動きと問題点――公訴時効と刑の時効を含めて」『刑事弁護』62号（2010年）８頁以下、河合幹雄「公訴時効廃止は被害者のためになるのか」『世界』796号（2009年）57頁以下、道谷卓「公訴時効をめぐる最近の動向――法務省・公訴時効勉強会の最終報告について」『姫路法学』50号（2009年）５頁以下など。さらに、刑事法ジャーナル18号には特集「公訴時効のあり方」がある。そこでは、今回の法改正に対してより積極的な立場から、主に公訴時効制度に関する外国の立法例が紹介されている。

2 公訴時効制度の趣旨http://www.moj.go.jp/SHINGI2/091116-1-1.txt

3 内閣府「基本法制度に関する世論調査」（平成21年12月調査）http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html)。

4 例えば、白取・前掲論文（注１）２頁または松宮・前掲論文（注１）９頁。

5 日本における「感情立法」の議論については、日本犯罪学会編「グローバル化する厳刑化とポピュリズム」（2009）が詳しい。

6 生田勝義「法意識の変化と刑法の変容－ひとつの覚書－」『国際公共政策研究』第６巻第２号（2002年）50－51頁。

7 三島・前掲論文（注１）１頁以下。

8 井田良「刑事立法の活性化とそのゆくえ」『法律時報』75巻２号（2003年）４－５頁を参照。

9 只木誠「特集刑法典施行100年――今後の100年を見据えて」『法律時報』81巻６号（2009年）５頁。

10 治罪法の文献においても、「期満免除」の語は、義務を免れる場合には適合するが、権利を得る場合には不適合であるとされている。すなわち、「時効と申す語は渾然として弊害なく具能く事実に適するものなり」（井上操編「日本立法資料全集別巻107――治罪法（明治13年）講義（上)」（信山社・1998年）204頁）として「時効」の語を用いることがすでに提案されていた。

11 松尾浩也「公訴の時効」日本刑法学会編「刑事訴訟法講座１」（有斐閣・1989年）218頁。

12 道谷卓「公訴時効――歴史的考察を中心として」『関西大学法学論集』43巻５号（1993年）72～155頁。

13 松尾・前掲論文（注11）210頁。

14 原田和往「公訴時効制度の歴史的考察」『早稲田法学会誌』54巻（2004年）205～209頁。

15 三井誠「公訴時効」『法学教室』167号（1994年）109頁。

16 渕野貴生「犯罪報道と適正手続との交錯―共生モデル構築へ向けての序論的考察」、「法学」60（３)、1996年、129－137頁を参照。

17 輿論（public opinion,理性的な多数意見）と世論（public opinions,私情、空気、気分）の相違については、佐藤卓巳『輿論と世論－日本的民意の系譜学』（2008年）新潮社、23－38頁を参照。

18 佐藤・前掲書（注17）36－38頁。

19 亀井源太郎「刑法学と刑事訴訟学の交錯、あるいは、刑法学及び刑事訴訟学を取り巻くもの」『法律時報』81巻６号（2009年）90頁。

20 メディア論の観点から、輿論と世論との区別の形成にはメディアの特性が大きな影響を示した。例え、断片的で抽象度の高い記号（文字）である活字メディアは、連続的で具体的なイメージ（音声・映像）を提供する放送メディアより、受け手にとって内容を分類、または組織化することは容易である。第４章では、形態の特性を切り口にして、「世論」メカニズムの変容は、公的な場における法制度に関する意識形成の影響を検討する。

21 たとえば、ある委員は、「法制審の答申が出る前新聞の報道に通常国会に提出予定法案の中にもう『公訴時効改正見直しの法案』というのが掲示される」、ということに違和感を述べ、それに対して、事務局は審議と報道の無関係を主張した（法制審議会公訴時効部会第５回会議議事録６頁)。

22 法制審議会公訴時効部会第2回会議議事録14頁。

23 法制審議会公訴時効部会第6回会議議事録26頁。

[24] ③には、世論と個人意識との関係、つまり個人はいかに世論の内容を受け止め、また世論の影響は如何に行動あるいは態度に反映されるという点が含まっている。それは、本来「感情立法」を検証する際に不可欠な部分でもあるが、ただ、立法議論、個人、「世論」、三者の間に、様々なファクターの混在するため、正面からその相互作用を実証するのはほぼ不可能である。本稿では、集合意識の角度から、「世論」を三者のリンクとして、具体的な議論形態を分析する。

[25] 参照法務省組織令第58条第１款。

[26] 当時から、法務総裁（のち法務大臣）を会長とし30人以内の委員により構成される「大臣自ら主催する審議会」として運営されてきたが、2000年の改正において、「法務大臣を会長とする」旨の条項が削除され、委員二十人以内で組織することになった。委員は、「学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。」（法制審議会令第２条）。

[27] ダニエル・H・フット「審議会の参与観察」太田勝造等編「法社会学の新世代」27頁（有斐閣, 2009年）。

[28] 例えば、中山研一「法定刑の大幅引き上げに関する刑法改正について、法制審議会刑事法部会の議事録の検討」『判例時報』1917（2003年）3-15頁、には審議過程の「公開性」を中心に考察するものである。または、岩田研二郎「刑事訴訟における被害者参加制度の問題点--法制審議会刑事法部会の審議を中心に」『法律時報 』79巻５号（2007年）84-89頁は、審議の特徴に着目し、被害者制度の問題点を指摘した。そして、平成16年の公訴時効改正について、道谷卓は「公訴時効の本質--平成一七年公訴時効規定改正をふまえて」『姫路法学』45（2006年）51-122頁の中に、審議の現実志向は公訴時効の制度趣旨に影響を与えることを論じていた。今回刑事法改正について、審議の構成また議題の設定には問題があるという指摘も現れた。例えば、白取・前掲論文（注１） ３頁。

[29] 例えば、多様な委員構成、議事録のネット公開、そしてヒアリングなど措置を設けることである。

[30] フット・前掲論文（注27）29頁。

[31] 例えば、フットは法科大学院関する法制審議会を観察対象とし、大学院生という利益団体の不在が審議に対する影響を示してきた。フット・前掲論文（注27）を参照する。

[32] 高見勝利「『より良き立法』へのプロジェクト--ハート・サックス"THE LEGAL PROCESS"再読 」(特集 立法学の新展開)『ジュリスト』1369（2008年）20頁。

[33] 社会関心への配慮は、審議会にも一貫して意識されることである（法制審議会公訴時効部会議事録第１回会議http://www.moj.go.jp/shingi1/091116-1-1.txt）。

[34] Ａ案：一定の犯罪について公訴時効を廃止すること；Ｂ案：一定の犯罪について公訴時効期間をより長い期間とすること；Ｃ案：個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをすること。

[35] 具体的というと、被疑者の人権保障（防御権の問題）、犯人性の特定そして見直しの対象範囲（法定刑との調整など）について、議論が行われた。

[36] 第３回会議の最後には、時効制度における刑罰権の消滅を問題視する姿勢を示していた。

[37] 川島武宜「科学としての法律学」（岩波書店・1987年）第53頁。

[38] 法制審議会公訴時効部会第１回会議議事録第８頁。

[39] それは、①第１回会議では、「被害者権利の尊重」という表現が現れた；②第２回会議において「被害者と司法を考える会」の発言では、「法律制度をお互いに尊重して生きていく市民」という表現を用いている。それは、その法律制度とお互い尊重のもとに、公訴時効と憲法39条の関係を慎重に検討すべきという意味で使っている；③第７回会議で、その表現は、公訴時効制度において従来の立法者意思は如何なる取られるべきか、という議論に扱われた。

[40] 元々「散逸」は書面語として、日常会話に現れ

る可能性が低い。そのため、審議において本来の意味を扱うことではなく、法律語彙（証拠の散逸）と連帯し現れる頻度が高いではないか、という仮説の下で考察してみた。

41 「証拠」の使用頻度は、第１回で52回、第２回では７回、第３回には68回、第４回には91回、第５回には47回、第６回には９回、第７回には60回そして第８回には30回になっていた。

42 例えば、「…『この国が理不尽そのものを許していることになる。』など、国民の意識や被害者感情を考慮すべきとの意見が見られた」（法制審議会公訴時効部会第５回会議）。

43 「…今年の年末で９年になりますが，処罰感情のみならず，悼む思い，４人への思いは全く色あせることがありません」（法制審議会公訴時効部会第２回会議）。

44 関連資料として配布された「公訴時効制度に関する世論調査の結果」http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-houseido/index.html

45 例えば、被害者団体の「宙の会」は、次のように述べていた「…被害者遺族といたしまして公訴時効見直しに向けた率直な気持ちを訴えさせていただきたいと存じます。」（法制審議会公訴時効部会第２回会議）。

46 逆に、第１回会議は、被害者団体の代表を欠席し、法律専門家と行政側の委員のみという構成になっている。によって、そこでの被害者の処罰感情は、ヒアリングと違って、直接被害者遺族本人から語ることではなかった。

47 例えば、発言者の偏好によって、「処罰感情」といった語は頻繁に使われていたが、話の相手は「処罰感情」とまったく別の話を取り上げ、実際の議論は「処罰感情」と無関係の方向に向かっていくという場合も考えられる。

48 しかし、今の説明の中に、法律が単なる時の経過だけで犯人の改善を求めていないため、特別予防には不都合を生じることも指摘されている。道谷・前掲論文（注28）56～57頁に参照する。

49 被害者（遺族）団体の委員は「理解」について次のように述べていた。「その方（被害者遺族）が一生懸命私たちの運動でビラ配りをやってくれたというのは，30年たったから忘れたのではないです。忘れられない，時とともに悔しさが募るから寒い中をビラ配りに協力するのです。昨日もビラ配りに来てくれておりました。そういう心情を是非理解していただきたいのです。一般の人はよく理解してくれます。ところが法律家がどうしても理解してくれない」（法制審議会公訴時効部会第８回会議）。

50 法制審議会公訴時効部会第１回会議議事録30頁。

51 その考えは、次の発言にも言及されていた。「その時点での国民の意識・感覚によっていたということだと思うのですけれども，その評価が変わってきたと考えれば，説明はつくようにも思うのですが。」（法制審議会公訴時効部会第１回会議議事録32頁）。

52 たとえば、公訴時効と刑の時効のリンクについて、二つの制度には別の趣旨も，適用場面も異なるものであるのは理論上の問題点として提唱しつつ、さらに国民にはあまり意識されてない制度として、立法事実の面からみれば公訴時効のような意識変化という条件を満たせないということである。そして、刑の時効の改正は単なる「理念的なバランス」の産物にすぎないという反論も現れた（法制審議会公訴時効部会第1回会議議事録31頁参照）。

53 地下鉄サリン事件被害者の会について、会場で意見書を読み上げたが、質疑と応答を行ってなかった。委員の反応という重要な側面を欠けているため、本稿には地下鉄サリン事件被害者の会に関する考察を省略にする。

54 そこで、「法」には、主張された「無くなった命の権利の問題」が固有のものという考え方が示されている。「法はもともと私から言わせると，犯罪防止のために本来存在すべきもので，残念ながら被害者も更生を願ってはいけないのだろうけれども，再犯を防ぐためにはそれも考えざるを得ないだろう」（法制審議会公訴時効部会第２回会議議事録15頁）

55 法制審議会公訴時効部会第２回会議議事録第22

頁。

56 法制審議会公訴時効部会第２回会議議事録第７～12頁。

57 法制審議会公訴時効部会第２回会議議事録第９頁。

58 法制審議会公訴時効部会第２回会議議事録第８頁。

59 各被害者団体の質問と応答に当たる議事録の内容は、字数から2500字以内に収めている。そして、少なめのケース（「全国交通事故遺族の会」）には1000字以内の場合もある。

60 山田富秋「会話分析の方法」「岩波講座現代社会学第３巻　他者．関係．コミュニケーション」（岩波書店・1995年）129頁。

61 また、配分資料の「意見募集」においては、現に時効が進行中の事件の取扱いについて、「自己の行為は25年隠し通せれば処罰を免れるという信頼は保護する必要ない」など意見がある。その言説の背後には、話題になっている本件をイメージしているかもしれないが。意見の提供者に関する情報が少ないため、その関連性を断言することはできない。「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等について（意見募集）」（平成21年12月22日から平成22年１月17日まで実施）の結果http://www.moj.go.jp/content/000023352.pdf

62 法制審議会公訴時効部会第５回会議12頁。

63 これは、足立区女性教員殺害事件と呼ばれるものである。昭和53年８月14日、東京足立区の小学校の警備員が、同じ小学校に勤めている女性教師を殺害し、平成16年、殺害および隠匿行為につき警察に自首した。自首の時点ですでに刑事の公訴時効が成立しており、容疑者は刑事責任を免れる状態になっていたが、被害者遺族は、殺害および隠匿行為を不法行為と見られ民事裁判で損害賠償を求めた。裁判の経緯について、東京地判平成18年９月26日判例タイムズ1222号90頁（第１審）、東京高判平成20年１月31日判例タイムズ1268号208頁（第２審）、最三小判平成21年４月28日判例時報2046号70頁を参照

64 本件の容疑者は加害者の死体を自宅の床下に埋めた。その後、容疑者の自宅は道路拡張のための土地区画整理事業の対象となった。事業により自宅が解体される際に、Yの遺体が発見されることもやむなしと考えた容疑者は、その殺害および隠匿行為につき警察に自首した。自首の時点ですでに刑事の公訴時効が成立しており、刑事責任を免れる状態になっていた。

65 野口祐二「被害と克服へのナラティヴ・アプローチ」『法社会学』60（有斐閣・2004年）140頁。

66 世論の形成は、従来マスコミの機能という見地から検討されていた。W．リップマンの「世論」（1922）は、擬似環境性を念頭において、マスコミを意見の形成にリーターの役割を果たす、といった認識を提起した。従って、マスメデイアが外的現実と個人の認識をどう媒介し、個人の現実像をどう形成しているか、とは伝統的問題としてその検討が今でも続けられている。特に、メデイアの議題設定機能と培養機能、二つの仮説は擬似環境論の伝統を引き続けるものと見られる。後者は、制度と文化など集合意識レベルでマスコミ世論の効果を注目している。そこでの検討は、殆ど量的な研究ではなく、観察と解釈学的分析の方法で行われている。竹下俊郎「メデイアの議題設定機能―　メディア効果研究における理論と実証」（学文社・1998年）第２、４章を参照。

67 ジャーナリズムの「中立客観」という理念と記事の言語構造との関係について、玉木明「言語としてのニュージャーナリズム」（学芸書林・1992年）15－17頁を参照。

68 「2009年全国メディア接触．評価調査」26－27頁または51頁を参照。その調査は、NHK放送文化研究がテレビ視聴行動や視聴意識の長期的な変化をとらえるため1985年から５年ごとに実施している調査である。調査対象は全国の16歳以上の国民である。調査方法について、配付回収法と個人面接法二つ使用していた。配付回収法の場合には、調査相手が3,600人（住民基本台帳から層化無作為二段抽出（300地点×12人）そして有効数（率）が2,710人（75.3％）になっ

ている。時系列比較のため実施した個人面接法には調査相手が1,800人（住民基本台帳から層化無作為二段抽出（150地点×12人）そして有効数（率）が1,046人（58.1％）http://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/housou/housou_10061601.pdf　を参照する。

69 Norbert Bolz「意味に餓える社会」（東京大学出版会・1998年）第231頁。

70 法学において、特に表現の自由について学説の中にも類似な考えが見られる。たとえば、浜田純一「メディアの法理」（日本評論社・1990年）、または長谷部恭男「テレビの憲法理論：多メディア・多チャンネル時代の放送法制」（弘文堂・1992年）32頁以下。

71 横山晃一郎は「裁判以前に確かな手続きも踏まないで勝手に制裁を加える」と報道側に批判した（横山晃一郎「シンポジウム、人権と報道を考える（上）」法セ370号（1985年）における発言。「人権と報道連絡会」から出版され、本人訴訟の経験を踏まえた報道の諸問題について「報道の人権侵害と闘う本」もある。

72 喜田村洋一「報道被害者と報道の自由」（白水社・1999年）125－172頁参照。公訴時効部会の審議においても、報道機関の事前判断に対して慎重な姿勢が見られる（法制審議会公訴時効部会第5回会議議事録６頁）。

73 佐藤雅美「犯罪報道を支えるもの」「市民社会と刑事法の交錯－横山晃一郎先生追悼論文集」（成文堂・1997年）第130頁。

74 五十嵐二葉「犯罪報道」（岩波ブックレット192・1991年）４－14頁。

75 五十嵐・前掲書（注74）10－14頁。

76 青山真由美、白井明美または小西聖子「被害者遺族が受ける報道被害と新聞記者の認識--配慮ある取材関係の構築に向けて」『被害者学研究』19号（2009年）44－45頁。

77 富田信穂「犯罪報道と被害者保護」「宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第１巻：犯罪被害者論の新動向」（成文堂・2000年）294－295頁。

78 公訴時効部会に言及された毎日新聞の世論調査も、「忘れない『未解決』を歩く」という未解決事件に関する特集の一環である。http://mainichi.jp/select/jiken/coldcase/prescription/?inb=yt

79 「乏しい情報　月命日現場に線香」毎日新聞の西部朝刊12版（2008年４月26日）。

80 「薄れる関心　捜査14年迫る時効」毎日新聞の西部朝刊12版（2008年４月26日）。

81 ニュース番組「ZERO」は、2006年９月29日に「日テレ・きょうの出来事」52年の番組を終了し、それに代わる日本テレビの最終版ニュース番組として放送を開始した。代表的な夜のニュースとして「ZERO」の視聴率は同時間帯で夜のニュース枠首位となり、週平均の視聴率が10%を超えることもある。番組のコンセプトは「ゼロから始める、革命的ニュースショー」で、いわゆる「全ての情報を、ZEROから考えなおす」ニュースの分かりやすさを重視している番組でもあるとされる。そのニュースの特集を例として、情報処理という報道の機能に立脚し、時効報道の分析を試みたいと思う。ここで使われている素材は、テレビ局主導のインターネット動画配信サービス第２日本テレビで公開される映像である。その映像は、報道のみで、キャスターのコメントが含まっていないものもあるhttp://blog.dai2ntv.jp/zero/tokushu/2009/04/。

82 それは、公訴時効制度見直しにおいて、事務局が提供したイメージ案Cのことを指す（「凶悪・重大犯罪の公訴時効見直しの具体的在り方に関するイメージ案」http://www.moj.go.jp/content/000023342.pdf）それについて、番組では「事件から一定時間を済む時効を迎える。しかし、DNAが現場に残っていた事件に限っては犯人が分からなくてもDNA自体を犯人を見出し、起訴するという案だ。そうすると、事実上時効が停止され何時までも続けられる」と表現した。

83 ツィッターに関する研究はまだ十分に展開されていない。そのため、ツィッターに関する情報整理は、インターネット上の記述に依存せざるを得ない状況である。Twitterの定義について、

参照「Twitterについての調査レポート」http://research.netmile.co.jp/voluntary/2010/pdf/201004_2.pdf）または「時代を読む新語辞典」日経BPネットhttp://www.nikkeibp.co.jp/style/biz/abc/newword/070521_2nd/）。Twitterの使用状況について、参照https://www.google.com/adplanner/planning/site_profile#siteDetails?identifier=twitter.com&geo=JP。

84 関連する話題の範囲を把握ため、「公訴時効」と「時効」という二つのキーワードを保存した。本章の研究設定に当たる先行研究は殆ど存在しないとも言える。ただ、産業とマスコミ論の観点からツィッターの社会機能を論じた津田大介著「Twitter社会論 ： 新たなリアルタイム・ウェブの潮流」（洋泉社・2009年）は筆者に重要なヒントを与えた。

85 @mairju 2010年６月27日20:21:31　from web。

86 @asshuku（圧縮新聞）公訴時効（７年）が半年後に迫っていた500億ドルの赤字　2010年５月６日12:15:04　from EasyBotter。

87 2010年５月１日に、青山学院大学で公訴時効に関するシンポジュウムが行った。それは、当時現場から発信されたつぶやきである。

88 @dabiturおもしろかった＆勉強になった。道谷卓（2009）「公訴時効をめぐる最近の動向」『姫路法学』vol.50　2010年4月29日20:48:52　from mobile web。

89 例えば、@sophizm 「４月27日可決、即日施行というタイミングも、ある特定の事件の公訴時効の完成を阻止するためともいわれる『政治的判断』が含まれています」どの事件のことだろう?http://bit.li/9k1Ruk　2010年5月3日20：03：36 from　RSSFlashing、といったつぶやきに掲示されたリンクは中村研一の刑法学ブログでの「時効廃止・延長法案成立」という文章である。

90 中央大学法科大学院教授の野村修也のツィッターである。2010年５月６日に、「公訴時効の見直す」をテーマとした「野村修也の木曜政経塾」（News24木曜日）は20時20分からの生放送された。それは、野村修也が、自分のツィッターで番宣をした直後の遣り取りである。

91 ReTweetとは誰かのポストを自分のアカウントで再配信することである。興味深いポストを自分のフォロワーに読んでもらいたいというシンプルな思いがRTのベースにあるが、客観的に情報に注目させ、ユーザー側の認識が広がれる効果もある。

（かく　び　北海道大学大学院法学研究科修士課程修了）